

令和5年度  
下関市包括外部監査結果報告書  
「情報システムに係る事務及び財務の執行  
について-DX（デジタル改革）推進に伴う事務の  
整備・運用状況を見据えて-」

令和6年3月  
下関市包括外部監査人  
公認会計士 呉 正和



## 目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査の対象年度	2
5 監査の対象部局	2
6 監査の実施期間	2
7 監査の方法及び着眼点	2
8 監査実施者	3
9 利害関係	3
第2章 監査の対象とした特定の事件の概要	4
1 情報システム及び下関市の情報システム	4
2 下関市の情報システムと下関市の総合政策部情報政策課	4
3 下関市の情報政策課以外の部局課の情報システムについて	7
4 下関市の情報システム関連費（情報政策課）の推移	8
5 地方公共団体における情報システムに関する法令の体系	9
6 DXに対する下関市の取組	10
7 下関市において利用している主な情報システム	14
第3章 監査の結果及び意見	17
1 監査の結果及び意見の定義	17
2 監査の結果及び意見の一覧	17
3 監査の結果及び意見（総論）	35
<総合政策部情報政策課>	35
4 監査の結果及び意見（個別事案）	49
<総合政策部広報戦略課>	51
<教育部教育研修課及び学校支援課>	52
<下関市立歴史博物館>	54
<下関市立考古博物館>	55
<環境部（環境施設課、奥山工場を含む。）>	57
<教育委員会中央図書館>	58
<議会事務局議事課>	60
<菊川総合支所>	61
<豊浦総合支所>	63
<豊北総合支所>	64
<豊田総合支所>	66
<下関市立下関商業高等学校>	68
<下関市立文関小学校・下関市立向山小学校>	71
<下関市立日新中学校>	72
<ボートレース企業局>	73
<市民部市民サービス課>	74
<消防局総務課、予防課、情報指令課>	76
<港湾局経営課、施設課>	77
<財政部財政課>	79
<財政部納税課>	80
<福祉部保険年金課>	81

< 財政部市民税課 > .....	83
< 福祉部介護保険課 > .....	84
< 総務部契約課 > .....	84
< 豊田中央病院 > .....	85
< 上下水道局/企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、浄水課 > .....	88
< こども未来部幼児保育課 > .....	90
< こども未来部こども家庭支援課 > .....	91
< 総務部職員課 > .....	92
< 出納室 > .....	93
< 参考 > 令和4年度情報セキュリティセルフチェック問題及び回答 .....	94

(本報告書における記載内容の注意事項)

1 本報告書における表記

本報告書の数値又は金額は、原則として表示単位未満を切り捨てて表示しているため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値又は合計金額は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、割合(%)は、原則として表示未満を四捨五入して表示している。

2 数値等の出典

本報告書の数値等は、原則として下関市が公表している資料、あるいは監査対象とした部局課から入手した資料を用いている。その場合には原則として出典を明示していない。



# 第1章 包括外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

情報システムに係る事務及び財務の執行について

-DX（デジタル改革）推進に伴う事務の整備・運用状況を見据えて-

## 3 特定の事件として選定した理由

コンピュータ、通信、スマートフォンを中心とした情報システムは、自治体の行政運営において不可欠な役割を果たしている。現代において、デジタル化とDX（デジタルトランスフォーメーション）（\*1）の進展は、行政サービスの提供方法を根本的に変えつつある。

また、令和5年に入って、ChatGPT（\*2）をはじめとした生成AI（\*3）を行政で積極的に活用するか、あるいは使用を禁止するか議論が立ち起こり、企業が積極的に導入しようとしている中、国の各省庁、地方公共団体で対応がまちまちとなっているところである。

総務省が「クラウドサービス（\*4）利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」を公表し、さらに「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、情報システムは行政事務の効率化と市民サービスの向上に寄与している。例えば、スマートフォンの普及により、市民は行政手続をオンラインで行えるようになり、行政サービスの利便性が向上している。

その他、下関市では情報システムへの投資を通じて、デジタル化とDXによる行政サービスの質と効率性の向上に努めている。

情報システムの安定性（\*5）と情報システムのセキュリティは、市民情報の保護や行政事務の円滑な運営において極めて重要であると考えられる。したがって、情報システムの包括的な監査は、行政運営の持続的な向上と市民サービスの安定的提供に欠かせないものとなっている。

情報システムの構築、運用については、経済性・効率性が求められるだけでなく、市民にとって有効なシステムであることも重要である。また、情報システムは、事故や災害によりその機能が麻痺した場合、行政事務や市民の生活に与える経済的、質的な損失が非常に大きい。さらに、情報セキュリティに不備があると、個人情報など重要な情報が漏洩する可能性もある。

総務省が推進する自治体及び地域社会のデジタル改革（DX/デジタルトランスフォーメーション）に合わせて、「下関市行政DX基本方針」（以下、「DX基本方針」という。）が策定され推進されていることも選定した理由の一つである。

また、通信の高速化、クラウドの発達により、大規模な設備投資を行わず、利用料さえ払えば、低コストで経済的にデジタル改革（DX）を進めることができる可能性がある。反面、情報漏洩、サイバー攻撃によるリスク等も増大する可能性がある。情報システムの管理に関する内部統制を整備し、情報セキュリティのチェック体制等の業務改革も併せて見直しが行われる必要がある。

加えて、下関市の包括外部監査では、情報システムに係る事務及び財務の執行に関して、今まで、直接的・網羅的にテーマとして取り上げられたことはなかった。

上記の状況を踏まえ、市の財政における重要性及び情報システムセキュリティの必要性を勘案した結果、「情報システムに係る事務及び財務の執行について-DX（デジタル改革）推進に伴う事務の整備・運用状況を見据えて-」をテーマとして取り上げることが市民にとって有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

（用語の説明）

＊1 DX

DX（Digital Transformation、デジタルトランスフォーメーション、デジタル改革）は、デジタル技術を活用した組織等の改革を意味するが、世の中でいわれているDXの定義は、一律ではない（総務省情報通信白書令和3年第1部）。

＊2 ChatGPT

ChatGPT（チャットジーピーティー、英語：Chat Generative Pre-trained Transformer）は、OpenAI社が2022年11月に公開した人工知能チャットボットであり、生成AI（人工知能）の一種

＊3 生成AI

生成AI（Generative AI）、生成「Generative」という単語は、「生産または発生することができる」という意味である。生成AIについての厳密な定義はないが、「さまざまなコンテンツを生成できるAI」または「さまざまなコンテンツを生成する学習能力があるAI」ということができる（野村総合研究所）。

＊4 クラウドサービス

クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービスである。従来は、利用者側がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していた。クラウドサービスでは、利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、さまざまなサービスを利用できるようになる。

＊5 情報システムの安定性（Safety of information system）

情報システムに関わる犯罪、不正行為、個人情報情報の漏えい、災害等による被害から利用者の安全を確保できる性質のこと。

#### 4 監査の対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）とする。  
なお、必要に応じて他の年度についても対象としている。

#### 5 監査の対象部局

令和5年度に利用している情報システムに関し、市の全ての部局課を監査対象とした。なお、個別事案の検討はサンプル抽出した部局課のみである。

#### 6 監査の実施期間

令和5年6月1日から令和6年3月8日まで  
（なお、監査契約期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までである。）

#### 7 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査で実施した主な手続は次のとおりである。

- コンピュータシステムすなわちハードウェア・ソフトウェアネットワーク等とその部局課に関連する資料・データを入手し、閲覧した。
- 市の情報システムの概要を把握するため、情報政策課へ質問、往査した。
- サンプル抽出した部局課を対象に監査し、担当者へ質問するとともに関連する資料を閲覧した。

(2) 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、以下のとおりである。

- 情報システム調達時の契約手続及び支出手続の適法性  
情報システムの調達に関する契約手続及び支出手続が、条例・規則・規程等を遵守して運用されているかどうか。
- 情報システムの有効性、経済性、効率性  
情報システム導入により期待された効果があがっているかどうか。
- 情報セキュリティ  
法制度、総務省、経済産業省等の基準及びシステム監査基準に照らして、下関市の条例・規則・規程やその運用状況に不備な点がないかどうか。
- 情報セキュリティに関わる研修等  
情報セキュリティの運用状況に関わる研修・セルフチェックが実施されているかどうか。
- 情報資産の管理  
情報資産のハードウェア・ソフトウェアについて、公有財産としての管理（備品・物品）が如何にされているか。

## 8 監査実施者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士            呉    正   和

(2) 外部監査人補助者

公認会計士・税理士	田   中   博   之
公認会計士・税理士	中   尾   英   紀
公認会計士・税理士	山   田   康   雄
公認会計士・税理士	岡   崎   謙   司
弁護士	藤   村   亮   平
弁護士	長   船   友   紀

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査の対象とした特定の事件の概要

### 1 情報システム及び下関市の情報システム

情報システムとは、組織体（または社会・個人）の活動に必要な情報の収集・蓄積・処理・伝達・利用にかかわる仕組みである。この定義は、情報システム学会の一説であるが、情報システムは、広義には、コンピュータやネットワーク、ソフトウェアなどの技術的な要素だけでなく、人や組織、社会などの要素も含んでいる。情報システムは、組織体の業務や目的を達成するために、情報を効率的かつ効果的に活用するための手段として考えられる。

また、令和元年版の総務省情報通信白書（29 ページ）によると、「情報システム」とは、「企業等において、コンピュータやその周辺機器、通信ネットワーク、ソフトウェア等を使用して様々な業務上の処理を行うものをいう」と定義している。

下関市は、下関市行政情報セキュリティポリシーの中で情報システムの定義を狭義に捉え、情報システムを「コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。」として取扱いを定めている。

### 2 下関市の情報システムと下関市の総合政策部情報政策課

#### (1) 情報政策課の主な業務内容

情報政策課の主な業務内容は「情報システム・ネットワークの運用保守及び構築、自治体デジタルトランスフォーメーションに関する施策の推進及び支援など」（下関市ホームページ）としている。

#### (2) 情報政策課の人員と業務

情報政策課の人員は、令和5年度では、DX推進室と情報システム管理係に分かれており、以下の人員となっている。

- ・職員13名、会計年度任用職員2名計15名
- ・係別は、課長1名、課長補佐1名を除き、以下のとおり
- ・DX推進室3名（担当課長1名、課長補佐1名、主任1名）
- ・情報システム管理係10名（係長他8名、会計年度任用職員2名）

なお、情報政策課の職員15名のすべての職員が、ITの専門というわけではないとのことである。この少人数の中で、先の主たる業務「情報システム・ネットワーク（\*）の運用保守及び構築、自治体デジタルトランスフォーメーションに関する施策の推進及び支援」の他、情報セキュリティに関する研修及び監査を行っている。

（用語の説明）

\*ネットワークとは、コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

#### (3) 下関市行政情報セキュリティポリシーと「三層の構えの自治体情報システム例」

下関市行政情報セキュリティポリシーは、同ポリシーにおいて「下関市IT推進本部」が決定するものとされている。一方で、下関市行政情報セキュリティポリシーは、総務省が公表している「地方公共団体情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に作成されている。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和

5年3月版) iii-36 ページで(図表 21) 三層構えの自治体情報システム例が説明されている。

「三層構え」、「三層の対策」(\*1)による情報セキュリティ(\*2)対策の強化については、2015年の年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による自治体情報セキュリティ対策検討チームが設置され、その検討チームの報告の中で、自治体の対策内容として「三層の対策」が提案されたものである。

(用語の説明)

\*1 三層構え、三層の対策

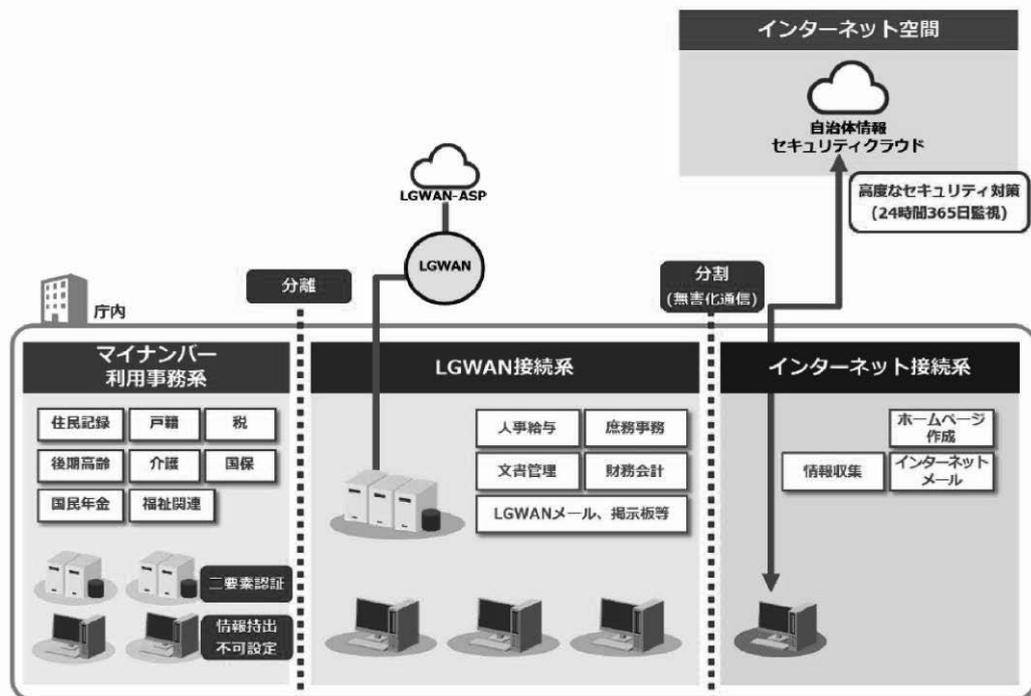
三層構え、三層の対策については、後述の「三層の対策」概要の図表を参考されたい。

\*2 情報セキュリティ

情報セキュリティとは、情報資産(\*3)の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

\*3 情報資産

情報資産とは、企業や組織などで保有している情報全般のこと。顧客情報や販売情報などの情報自体に加えて、ファイルやデータベースといったデータ、CD-ROMやUSBメモリーなどのメディア、そして紙の資料も情報資産に含まれる。



図表 21 三層の構えによる自治体情報システム例

この三層構えの自治体情報システムの概要は以下の通りである。複雑・巧妙化しているサイバー攻撃の脅威により、地方公共団体の行政に重大な影響を与えるリスクが想定されるため、情報システムにおいては、機密性(\*4)はもとより、可用性(\*5)や完全性(\*6)の確保にも十分配慮した、情報システム全体の強靱性の向上が求められる。情報システム全体の強靱性の向上を「三層の対策」により実現する。

○マイナンバー利用事務系（＊7）

①マイナンバー利用事務系と他の領域との分離

マイナンバー利用事務系においては、住民情報の流失を防ぐ必要があることから、他の領域（接続系及びインターネット接続系）との通信をできないようにしなければならない。統合パッケージシステムを利用している場合であっても、マイナンバー利用事務系とLGWAN接続系との端末は分けなければならない。

②情報のアクセス及び持ち出しにおける対策

○LGWAN接続系（＊8、＊9）

①LGWAN接続系とインターネット接続系を分割しLGWAN環境のセキュリティを確保

②LGWAN-ASPとの接続

LGWAN-ASPは、LGWANを介して利便性の高い各種サービスを提供するサービスである。

なお、後で記述する、下関市が導入した「L o G oチャット」は、LGWAN-ASPサービスとして提供している自治体専用のビジネスチャットツールである。

○インターネット接続系（＊10）

都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を実施。情報セキュリティ対策の必要性が強調され、サーバ等の監視、情報セキュリティ機器の導入、（人的な）情報セキュリティ運用監視によるものとしている。また、自治体情報セキュリティクラウドの導入等による情報セキュリティ対策では、情報セキュリティレベルの向上とコスト削減が期待されるとしている。

（用語の説明）

＊4 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

＊5 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

＊6 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

＊7 マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定義による）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

＊8 LGWAN

LGWAN（総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network））は、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである。

＊9 LGWAN接続系

LGWAN接続系とは、LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

\* 10 インターネット接続系

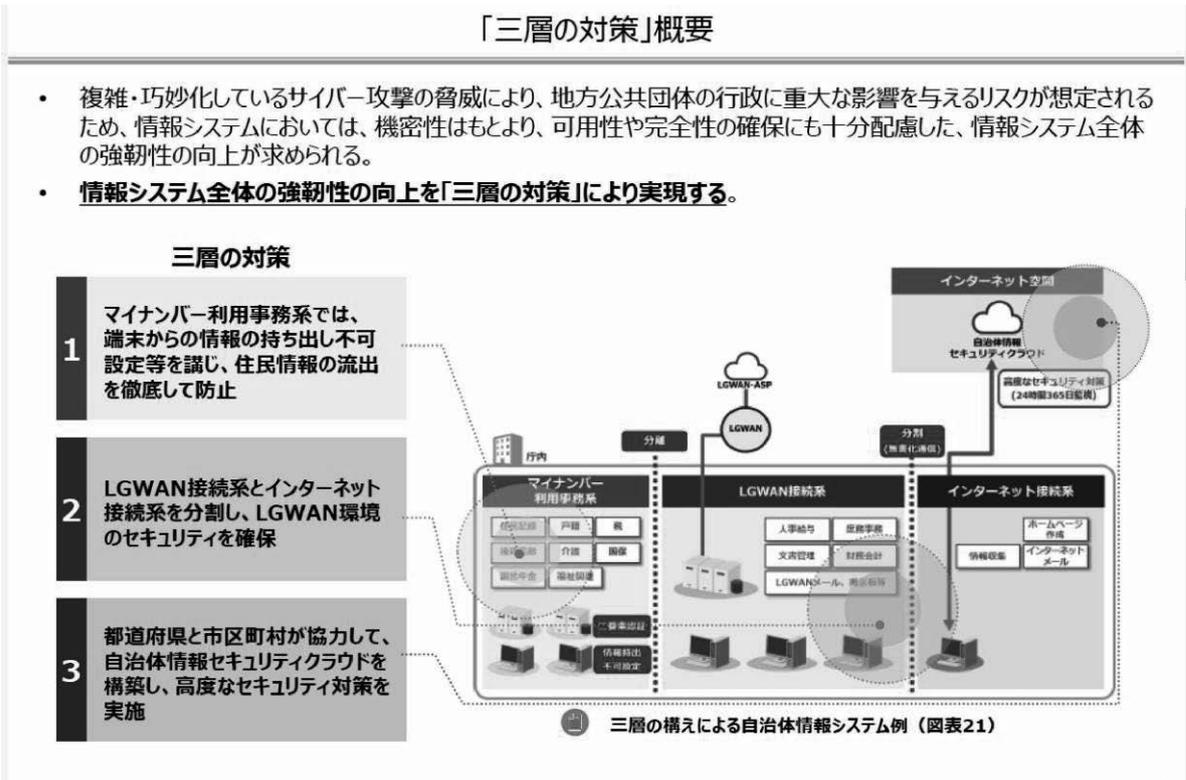
インターネット接続系とは、インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(4) 下関市の情報政策課の主たる業務と「三層構えによる自治体情報システム」

下関市の情報政策課の主たる業務を「三層構えの自治体情報システム」の例から説明する。

「三層構えの自治体情報システム」の中で、自治体情報システムを下関市に当てはめた場合、情報政策課の主たる業務は、マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系に渡る市内ネットワークの整備並びにそれぞれのネットワーク領域において全庁的に利用されるシステムの構築及び運用保守等であると説明を受けている。

したがって、特定部局の業務に特化したシステムの構築・運用管理については、それぞれの業務担当課の所管となっており、情報政策課は技術的な助言等は行うものの直接的には携わっていない。



(総務省 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの概要及び直近の改定内容 令和5年10月10日 3ページ)

3 下関市の情報政策課以外の部局課の情報システムについて

前述の2.の「三層構えの自治体情報システム」の情報システムの中で下関市の情報政策課の主たる業務は、主として、LGWAN接続系とインターネット接続系のネットワークにかかわる業務を中心としたものとなっている。

下関市の情報政策課以外の部局課が独自又は追加で購入あるいは、リース契約した情報システム（ハードウェア（サーバー等も含む。）、ソフトウェア等）については、各部局課での取り扱いとなっている。

部局課が独自又は追加で購入あるいはリース契約したハードウェア（サーバー等も含む。）やソフトウェア・アプリケーションその他の記録媒体等については、各部局課で、予算が計上され、経費あるいは備品計上され、システムに係る運用・保守点検も各部課が行うことになる。

#### 4 下関市の情報システム関連費（情報政策課）の推移

情報政策課の歳出・経費：円

歳出・経費の科目	令和5年度（予算）			令和4年度（決算）		
	情報システム管理係	DX推進室	課合計	情報システム管理係	DX推進室	課合計
機器購入費	48,397,009	0	48,397,009	2,186,580	0	2,186,580
レンタル・リース	432,509,000	208,000	432,717,000	424,392,050	2,079,000	426,471,050
回線使用料	51,626,000	213,000	51,839,000	50,234,845	258,852	50,493,697
機器・ソフトの保守料	79,574,000	1,043,000	80,617,000	77,283,602	0	77,283,602
派遣要員人件費	0	0	0	0	46,026,378	46,026,378
委託費	213,085,000	86,578,000	299,663,000	60,525,168	0	60,525,168
安全対策費	5,588,000	0	5,588,000	5,074,146	0	5,074,146
各種研修費用	231,000	650,000	881,000	795,300	0	795,300
その他	345,443,991	15,958,000	361,401,991	155,666,268	6,664,920	162,331,188
合計	1,176,454,000	104,650,000	1,281,104,000	776,157,959	55,029,150	831,187,109

（注）DX推進室は、令和4年度より設置

情報政策課の歳出・経費：円

歳出・経費の科目	令和3年度（決算）	令和2年度（決算）
	課合計	課合計
機器購入費	4,998,026	1,868,350
レンタル・リース	426,742,908	424,915,168
回線使用料	51,340,865	51,399,821
機器・ソフトの保守料	67,498,823	75,639,048
派遣要員人件費	0	0
委託費	97,569,615	80,375,670
安全対策費	5,061,650	5,544,352
各種研修費用	735,900	722,700
その他	956,321,742	153,484,356
合計	1,610,269,529	793,949,465

【情報政策課の歳出・経費の一般会計の歳出総額の占める割合】

歳出・経費の科目	令和5年度（予算）			令和4年度（決算）		
	情報システム管理係	DX推進室	課合計	情報システム管理係	DX推進室	課合計
情報政策課の歳出・経費	1,176,454,000	104,650,000	1,281,104,000	776,157,959	55,029,150	831,187,109
一般会計 歳出総額	122,520,000,000	122,520,000,000	122,520,000,000	140,088,843,903	140,088,843,903	140,088,843,903

情報政策課の歳出・経費 ÷一般会計歳出総額	0.96%	0.09%	1.05%	0.55%	0.04%	0.59%
--------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

【情報政策課の歳出・経費の一般会計の歳出総額の占める割合】

歳出・経費の科目	令和3年度（決算）	令和2年度（決算）
	課合計	課合計
情報政策課の歳出・経費	1,610,269,529	793,949,465
一般会計 歳出総額	125,452,494,297	143,559,609,252

：円

情報政策課の歳出・経費 ÷一般会計 歳出総額	1.28%	0.55%
---------------------------	-------	-------

- ・情報政策課の歳出・経費の一般会計の歳出総額の占める割合は、高くなく0.5%から1%前後で推移している。
- ・下関市の情報政策課以外の部局課が独自又は追加で購入あるいは、リース契約した情報システムに係る歳出・経費については、各部署での歳出・経費となっている。
- ・平成30年3月30日に総務省地域力創造グループ地域情報政策室が、「市区町村における情報システム経費の調査結果について」を全市町村で調査公表しているが、それ以降は公表されていない。既に5、6年が経過し、データが古くなってきていると考えられるので、この調査と引用比較はしなかった。

## 5 地方公共団体における情報システムに関する法令の体系

情報システムに関する主な条例等

情報システムに係る事務に関する下関市の主な条例、規則等は次のとおりである。

【情報システム関連条例、規則等】

- 下関市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第34号）
- 下関市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和4年規則第70号）
- 下関市IT推進本部の設置に関する規程（平成27年訓令第6号）
- 下関市システム共通基盤管理運営規程（平成29年訓令第13号）
- 下関市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに係る管理規程（平成17年訓令第16号）

【個人情報保護関連条例、規則等】

- 下関市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）
- 下関市議会の保有個人情報の写しの交付に要する費用に関し必要な事項を定める規則（令和5年規則第42号）
- 下関市選挙管理委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和5年選挙管理委員会告示第46号）
- 下関市監査委員が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和5年監査委員規程第1号）
- 下関市公平委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則（令和5年公平委員会規則第3号）
- 下関市農業委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和5年農業委員会訓令第1号）
- 下関市固定資産評価審査委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和5年固定資産評価審査委員会規程第1号）
- 下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）

- 下関市個人情報保護法施行細則（令和 5 年規則第 40 号）
- 下関市個人情報保護審査会規則（令和 5 年規則第 41 号）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 50 号）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 27 年規則第 85 号）
- 下関市教育委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則（令和 5 年教育委員会規則第 5 号）
- 下関市上下水道局の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和 5 年上下水道局規程第 8 号）
- 下関市ボートレース事業管理者が管理する個人情報に係る下関市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成 26 年競艇企業局規程第 4 号）
- 下関市個人情報保護条例施行規程（平成 18 年消防局訓令第 1 号）

**【その他】**

- 下関市行政情報セキュリティポリシー（下関市 IT 推進本部令和 5 年 4 月）
- 下関市情報セキュリティインシデント等に対する緊急時対応計画（令和 5 年）
- 下関市 LoGo チャット運用ガイドライン（令和 5 年 4 月）

## 6 DXに対する下関市の取組

下関市では、令和 5 年 3 月に「下関市行政DX基本方針」（以下「DX基本方針」という。）が策定されている。DX基本方針の概要版に基づく、その概要は次のとおりである。

### (1) DX基本方針策定の背景（趣旨）

地方自治体においては、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少による労働者不足が深刻化する一方で、高齢者人口がピークを迎えることで起こりうる「2040 年問題」が危惧される中、市民のライフスタイルの多様化や高齢化の進行による市民ニーズの増加が予想され、自治体における財的・人的資源が大きく制約されることが指摘されている。これらの問題を、限られた経営資源で適正かつ効率的に解決するためには、先進のICT技術等を活用した取組を実施し、業務改革はもとより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供して、市民の利便性向上を図っていく必要がある。

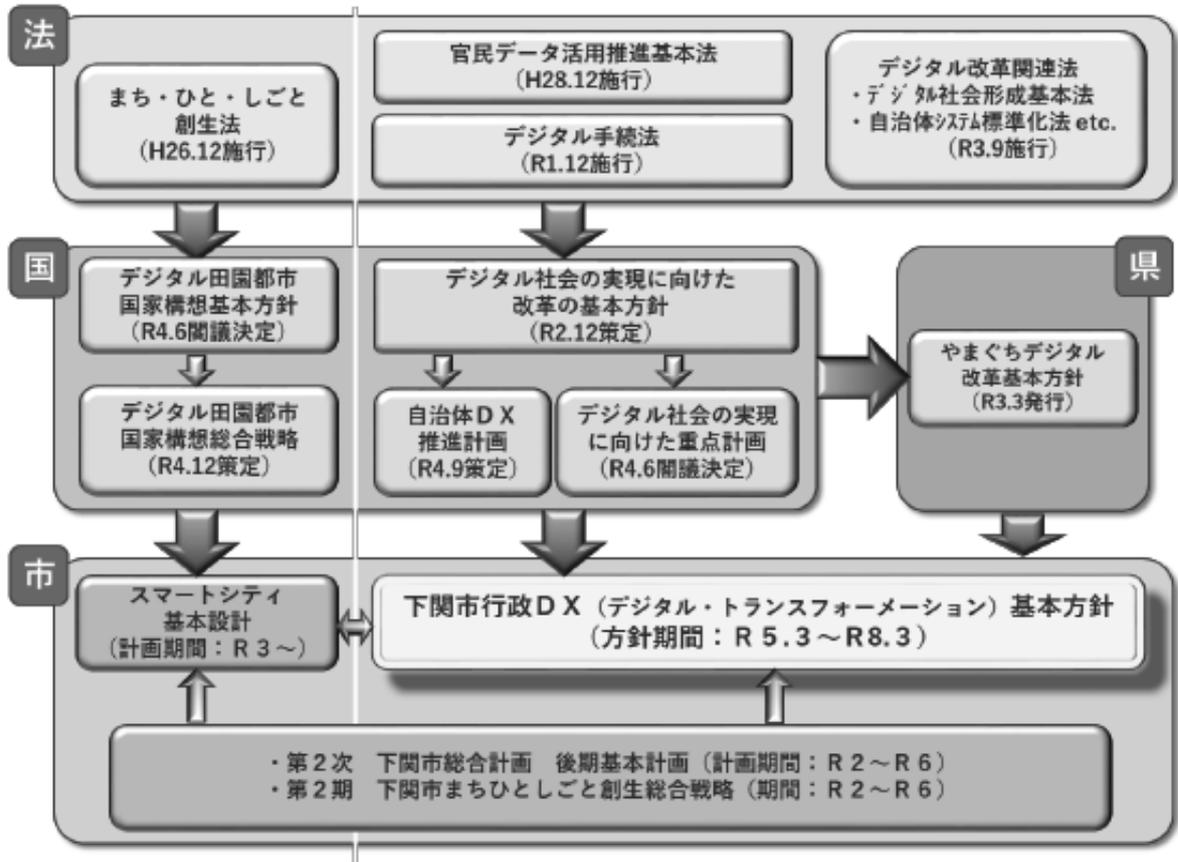
こうした背景を踏まえ、本市の行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の基本的な考え方となる「下関市行政DX基本方針」を策定することとする。

### (2) DX基本方針の位置づけ

デジタル改革関連法等及び国の各種計画等並びに第 2 次下関市総合計画を踏まえ、DX基本方針が次のとおり位置づけられている。

- ① 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ「自治体DX推進計画」が示す取組事項を実施する方針として位置づける。
- ② 県の「やまぐちデジタル改革基本方針」を踏まえた方針として位置づける。
- ③ 本市の「第 2 次下関市総合計画」に関連する個別計画として位置づける。

- ④ 本市スマートシティ基本設計の取組事項と連携し、行政分野におけるデジタル化方針として位置づける。



### (3) 理念

デジタルによる持続可能で質の高い行政サービスの確保

### (4) 期間

令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)まで

### (5) DX基本方針における「3つの基本方針」

#### ①市民の利便性向上

- イ) マイナンバーカードの普及促進
- ロ) 行政手続のオンライン化
- ハ) 窓口業務のデジタル化
- ニ) オープンデータの推進

#### ②行政事務の効率化

- イ) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ロ) AI・RPAの利用推進
- ハ) 多様な働き方改革の推進

#### ③職員のデジタル意識改革

- イ) デジタル人材の確保・育成
- ロ) セキュリティ対策の徹底

その他事項

- イ) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
  - ロ) デジタルディバイド対策
  - ハ) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し
- ・ 以上につき、下関市行政DX基本方針〈概要版〉で示されている。

## 下関市行政DX基本方針〈概要版〉

町 越 目 録	地方自治体においては、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少による労働者不足が深刻化する一方で、高齢者人口がピークを迎えることで起こりうる「2040年問題」が危惧される中、市民のライフスタイルの多様化や高齢化の進行による市民ニーズの増加が予想され、自治体における財的・人的資源が大きく制約されることが指摘されています。これらの問題を、限られた経営資源で適正かつ効率的に解決するためには、先進のICT技術等を活用した取組を実施し、業務改革はもとより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供して、市民の利便性向上を図っていく必要があります。
	こうした背景を踏まえ、本市の行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の基本的な考え方となる「下関市行政DX基本方針」を策定することとします。
目 録	①国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ「自治体DX推進計画」が示す取組事項を実施する方針として位置づけます。 ②県の「やまぐちデジタル改革基本方針」を踏まえた方針として位置づけます。 ③本市の「第2次下関市総合計画」に関連する個別計画として位置づけます。 ④本市スマートシティ基本設計の取組事項と連携し、行政分野におけるデジタル化方針として位置づけます。
	理念 デジタルによる持続可能で質の高い行政サービスの確保
	期間 令和4年度（2022年度）から 令和7年度（2025年度）まで

### 下関市行政DX基本方針における「3つの基本方針」

<h4>1 市民の利便性向上</h4> <p>(1) マイナンバーカードの普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカードを活用した行政サービスの拡充を図ります。</li> <li>● 証明書のコンビニ交付サービスの拡充を検討します。</li> </ul> <p>(2) 行政手続のオンライン化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナポータルとの連携を図ったオンライン手続きを拡大します。</li> <li>● 汎用電子システムを利用したオンライン手続きの拡大を図ります。</li> </ul> <p>(3) 窓口業務のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ICTツールを活用した新たな窓口サービスを検討します。</li> <li>● キャッシュレスサービスの導入を図り、様々な支払い方法を提供します。</li> </ul> <p>(4) オープンデータの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共データを市民等が利用しやすい形で提供し、地域課題の解決や地域経済の活性化を推進します。</li> </ul>	<h4>3 職員のデジタル意識改革</h4> <p>(1) デジタル人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外部人材を活用し、DX施策を効率的かつ効果的に推進します。</li> <li>● 「下関市デジタル人材育成方針」を策定し、職員の所属や職位に応じたデジタル技術の知識・能力を養う研修を実施します。</li> </ul> <p>(2) セキュリティ対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国のガイドライン等を踏まえ、本市行政情報セキュリティポリシーへの反映を適切に実施します。</li> <li>● セキュリティポリシーに基づき幅広く職員にセキュリティ研修を実施します。</li> </ul> <p>その他事項</p> <p>(1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産学官で構成する「スマートシティ推進協議会」を中心に行政・医療・教育・産業・観光等の各分野にわたりデジタル施策を推進します。</li> </ul> <p>(2) デジタルデバイド対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての国民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせるために、特にデジタル機器の活用不安のある高齢者に対してスマホ教室等の開催を通して「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指します。</li> </ul> <p>(3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● デジタル化を阻害する条例・規則等の点検、見直しを実施します。</li> </ul>
<h4>2 行政事務の効率化</h4> <p>(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が作成する標準仕様書に準拠したシステムへの移行を推進します。</li> <li>● 標準準拠システムへの移行作業を通じて業務プロセスの見直し等を行います。</li> </ul> <p>(2) AI・RPAの利用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● AI・RPAなど先進技術を活用し、業務プロセスの見直しを進め、定型事務の自動化と業務の効率化・省力化を図ります。</li> </ul> <p>(3) 多様な働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワーク環境の整備に取組みます。</li> </ul>	

令和5年度時点において、情報システムに関するDXに関して

- ・職員のコミュニケーションツールとして、ロゴチャット（LoGoチャット後述説明）を個人のスマートフォンに登録申請できるようにした。

「LoGoチャット」は、株式会社トラストバンク社がLGWAN-ASPサービスとして提供している自治体専用のビジネスチャットツールである。

・ChatGPT等の生成AIについては、庁内検証を実施するなど、導入に向け検討を行っている。

## 7 下関市において利用している主な情報システム

主な情報システム（ハードウェア・ソフトウェア）の状況

通常、システムといえばソフトウェア・アプリケーションを記述するが、ここではハードウェア（自己所有・リース契約分も含む。）も記述した。

往査日付	部局名	課所室名	コンピュータシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の名称
8月25日	総合政策部	情報政策課	内部情報系パソコン（令和元年度～令和4年度）
8月25日	総合政策部	情報政策課	IPKNOWLEDGE（文書管理・財務会計・人事給与システム）
9月19日	総合政策部	広報戦略課	広報業務用パソコン
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	タブレット（iPad Apple 生徒指導）18,987台他各小中学校
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	電子黒板（生徒指導）670台他各小中学校
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	校務用パソコン（Windows10）408台、335台、354台他
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	教育ネットワーク
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	システムパソコン特注製作・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	23インチタッチパネル・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	23型ワイドLCDタッチモニター・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	ビジネスパソコン（デスクトップ型）特注品・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	コンテンツサーバー、検索システム
9月22日	菊川総合支所	建設農林課	菊川町広域監視総合監視システム
9月25日	教育部教育委員会	文化財保護課	下関市立考古博物館パソコン
9月26日	環境部	環境施設課（奥山工場）	180t炉中央制御システム
9月26日	環境部	環境施設課（奥山工場）	170t炉中央制御システム
9月26日	環境部	環境施設課（奥山工場）	監視カメラシステム
9月28日	教育部教育委員会	中央図書館	図書館システム

往査日付	部局名	課所室名	コンピュータシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の名称
9月28日	教育部教育委員会	中央図書館	自動化書庫システム
10月3日	豊浦総合支所	下関北部建設事務所	土木積算システム
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	事務作業用パソコン
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒用タブレット 491台 Windows10 他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	教員用タブレット 52台 Windows10 他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	電子黒板・タッチパネルディスプレイ 16台
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒・教員用デスクトップパソコン 110台他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒・教員用ノートパソコン 95台他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒用タブレット iPad Apple34台他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	電算機器等サーバー
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	図書館システム
10月13日	ボートレース企業局	ボートレース事業課	公営企業会計システム
10月13日	ボートレース企業局	ボートレース事業課	中央情報処理システム
10月16日	市民部	市民サービス課	戸籍総合システム
10月16日	市民部	市民サービス課	コンビニ等証明書発行システム
10月16日	市民部	市民サービス課	住民基本台帳システム
10月16日	市民部	市民サービス課	コンビニ等戸籍証明書発行システム
10月16日	市民部	市民サービス課	旅券発給管理システム
10月17日	消防局	情報指令課	高機能消防指令センターシステム
10月17日	消防局	情報指令課	業務支援クライアント端末
10月18日	港湾局	施設課	下関市港湾管理者情報システム
10月18日	港湾局	施設課	明積
10月30日	福祉部	介護保険課	介護保険事業者管理システム
10月31日	豊田中央病院	豊田中央病院	企業会計システム
10月31日	豊田中央病院	豊田中央病院	医事事務システム

往査日付	部局名	課所室名	コンピュータシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の名称
10月31日	豊田中央病院	豊田中央病院	電子カルテ装置
11月1日	上下水道局	企画総務課	3Sパソコン70台、58台、57台他
11月1日	上下水道局	企画総務課	内部情報システム
11月1日	上下水道局	企画総務課	人事給与管理システム
11月1日	上下水道局	経営管理課	公営企業会計システム (機器等の保守業務)
11月1日	上下水道局	経営管理課	成績評価管理システム (機器等の賃貸借業務)
11月1日	上下水道局	経営管理課	契約管理システム (機器等の賃貸借業務)
11月1日	上下水道局	お客さまサービス課	料金調定システム
11月1日	上下水道局	給水課	水道管路情報システム
11月1日	上下水道局	給水課	窓口閲覧システム
11月1日	上下水道局	上水工務課	設計積算システム
11月1日	上下水道局	浄水課	遠隔監視システム
11月1日	上下水道局	浄水課	監視システム
11月1日	上下水道局	浄水課	水道設備情報システム
11月10日	総務部*総合政策部	職員課*情報政策課	人事給与システム(*文書管理・財務会計・人事給与システムのサーバーは、情報政策課にある。)
11月10日	総務部	職員課	人事情報総合システム
11月10日	総務部	職員課	人事評価システム Leaf
11月10日	総務部	職員課	モバイルネットワーク用タブレット端末
11月13日	出納室	出納室	OCR納付書読取システム
11月13日	出納室*総合政策部	出納室*情報政策課	財務会計システム(*文書管理・財務会計・人事給与システムのサーバーは、情報政策課にある。)
11月13日	出納室	出納室	口座データ伝送システム

### 第3章 監査の結果及び意見

#### 1 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

監査の「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や包括外部監査人として社会通念上適切性を欠き不当と判断した事項

監査の「意見」：「指摘」以外で、包括外部監査人として将来のために改善・検討していくことが望ましいと判断した事項

#### 2 監査の結果及び意見の一覧

本章の「3. 監査の結果及び意見（総論）」及び「4. 監査の結果及び意見（個別事案）」に記載した指摘事項は13件、意見は26件であった。

区分	総論	個別事案	計
指摘	1	12	13
意見	7	19	26
計	8	31	39

一覧は下表のとおりであるが、具体的な内容や記載の根拠については該当する個別の項目の本文を参照されたい。

番号	指摘又は意見	内容（要約）
<b>【総論】</b>		
総 1	<b>【意見】</b> 情報セキュリティポリシーの公開について	「下関市行政情報セキュリティポリシー」をホームページで市民に公開すべきである。 1 総務省は、令和5年3月28日、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）」を策定し、公開している。 2 下関市においても「下関市行政情報セキュリティポリシー」が策定されているが、上記1基本方針を含めて一切公開されていない。 現在の地方公共団体の情報セキュリティポリシーは、基本的に総務省が作成したガイドラインに準拠しており（総務省の令和4年版では、下関市は、ほぼ同じ内容である。）、これを公開したからと言ってセキュリティリスクが生じるという事態はおおよそ想定できない。 3 一般的に、民間企業における情報セキュリティポリシーはステークホルダーに対して公開されることが多い。これは、情報セキュリティポリシーを公開することで、従業員のセキュリティ意識向上を寄与させるだけでなく、取引先やエンドユーザーからの信頼向上

			<p>といった副次的な効果を得られることも期待されている。</p>
総	2	<p>【指摘】開発元サポート期間が終了したOSについて</p>	<p>開発元サポート期間が終了した Windows7、Windows8 などサポートが終了したOSのまま利用されているパソコンが散見された。</p> <p>そのOSのままコンピュータや機器を使用続けた場合、不具合や脆弱性を抱えたままの状態となり、サイバーセキュリティのリスクが非常に高まることになる。OSのサポート終了時期については、事前に周知されているものであり、サポート終了時期を見据えて、計画的な情報端末またはOSの更新がなされるべきである。</p> <p>下関市政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第6「技術的セキュリティ」__4__(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」と定められている。</p> <p>総務省の「国民のためのサイバーセキュリティサイト」でも一般利用者向けにサポート期間が終了するソフトウェアに注意を促している。</p>
総	3	<p>【意見】職員の情報セキュリティに関する研修について</p>	<p>職員の情報セキュリティに関する研修を充実すべきである。</p> <p>情報セキュリティに関する研修は、年1回であるが、参加者は情報セキュリティ管理者（課所室長）が指名する者及び受講希望者であり、ほとんどの課からは1名の参加である。</p> <p>情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、PDCAサイクルの繰り返しによる情報セキュリティの向上が必要である。情報セキュリティに関する研修は、毎年、受講者を多く募り充実すべきである。</p>
総	4	<p>【意見】情報政策課による情報セキュリティ監査について</p>	<p>情報政策課による情報セキュリティ監査については、監査対象数を増やすことや外部監査の実施が検討されるべきである。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第9__評価等__1__監査として、毎年度及び必要に応じて、監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）を実施するものとされている。</p> <p>情報セキュリティ監査の監査報告書を確認したところ、指摘事項（改善を要すると判断した事項）が複数あり、情報セキュリティ監査の有用性が改めて確認できた。もっとも、被監査部門数は人的問題も影響しているため、2、3部門と極め</p>

			て少なく、部局課によっては長期間、システム監査を受けることがない状況になりうると思料された。
総	5	【意見】情報セキュリティ監査の選定について	<p>情報セキュリティ監査の選定にあたっては、事前調査や毎年度実施されている自己点検結果などから監査対象の選定について工夫されるべきである。</p> <p>実効的な監査を行うため、広く事前調査（例えば、本包括外部監査で行った原課調達のソフト・ハードの調査）を行ったり、各部門で実施されている自己点検結果などを確認したりするなど、事前に問題がある可能性がある被監査部門の選定がなされるべきである。</p>
総	6	【意見】情報セキュリティ監査において指摘された事項について	<p>情報セキュリティ監査において指摘された事項については、被監査部門以外に対しても積極的に情報提供するとともに、同種事案がないか確認されるべきである。</p> <p>情報セキュリティ監査において指摘された点については、積極的に被監査部門以外にも情報提供され、自主的な改善を促すとともに、必要に応じて、被監査部門以外において当該問題がないかどうか確認する必要がある。</p>
総	7	【意見】情報セキュリティ監査結果の公開について	<p>情報セキュリティ監査結果の公開が検討されるべきである。</p> <p>情報セキュリティ監査ガイドライン 2.2.6 では、「情報セキュリティ監査の結果について、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点から積極的に公開することが望まれる」とされており、情報セキュリティ監査結果の公開が検討されるべきである。</p>

<p>総</p>	<p>8</p>	<p><b>【意見】</b> インターネット系パソコンの配備について</p>	<p>インターネット系パソコンについて継続利用の必要性の可否と追加配置については費用対効果から検討すべきである。</p> <p>従前、LGWAN接続系という独自の自治体間ネットワークのみに接続でき、外部のインターネット接続ができないため、各課にインターネット接続用のパソコンが配置されていたが、ダブルブラウザ(クライアント仮想化の画面転送の仕組みにより、仮想環境上に用意したブラウザから安全にインターネットを利用させる)の導入により、インターネット系パソコンの必要性がなくなっている部署があった。(豊浦総合支所)</p> <p>一方、3Sパソコンのサーバーのデータ領域は、課ごとに割り当てが決まっておりデータ保存上不足するなどの理由で追加配備を必要とする部署もある。</p> <p>具体的な必要性が認められないパソコンを配備することは、費用対効果から疑問がある一方、追加で必要とされる部署への追加配備についても費用対効果から検討されるべきである。</p>
----------	----------	--	---

【個別事案】（共通する指摘、意見については、最初の同じ番号を記載している。）			
総合政策部広報戦略課			
個	1	【意見】私有物のパソコン、モバイル端末の業務使用について	<p>事前に所属長の許可を得た上で私有物のパソコンを業務で使用していた。これは、下関市行政情報セキュリティポリシーの例外規定となっており手続上は問題ない。</p> <p>ただ、私有物のパソコンの使用は、あくまで下関市行政情報セキュリティポリシーの例外規定であり、下関市（三段構えによる）自治体の情報システムからの離脱ともいえる。</p> <p>私有物のパソコン、モバイル端末の業務使用が長期に及ぶ場合には、部・課として予算計上し、購入またはリース使用を検討し、あるいは情報政策課にインターネットパソコン等（3Sパソコン）の追加設置の申請の検討を行うべきである。</p>
教育部教育研修課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて（共通）	<p>開発元のサポート期間が終了したOS (Windows7) を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。</p> <p>原課で調達されたパソコンの一部のOSがWindows7のままであった。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー_情報セキュリティ対策基準_第6_4_(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。</p> <p>総論 2【指摘】開発元サポート期間が終了したOS（*）について結論は共通するが、個別事案としては、導入時期の相違や、他の設備やソフトウェアに影響するものがあり、個別事案でも記載している。</p>
個	3	【指摘】機密性の高いファイルについて	<p>機密性（情報が権限のない第三者に漏洩しないよう保護すること）の高いファイルについては、保管方法を改めるべきである。</p> <p>教育相談支援を行っている児童に関するファイルが持ち出し用パソコンのデスクトップ上のフォルダに保管されていた（パスワードロックなし）。当該ファイルは、当該児童のセンシティブ情報であり、機密性の高い情報であることは明らかである。</p>

個	4 (共通)	【指摘】ウィルス対策ソフトの導入について (共通)	<p>原課で調達されたパソコンについて、OS 付属ソフト (Windows ディフェンダー (Defender)) 以外のウィルス対策ソフトが確認できなかった。他のウィルス対策ソフトを導入も検討すべきである。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準_第6_4_(1)ク「不正プログラムの感染又は侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない」に違反するものではない。Windows ディフェンダーのブロック・検知機能は高い評価を得ていることは確かである。</p> <p>しかし、総務省「国民のためのサイバーセキュリティサイト」の「ウィルス対策ソフト」の記述の後半では、「しかし、ウィルス対策ソフトを導入すれば対策が万全ということではありません。ウィルスも日々進化しており・・・」としている。</p> <p>取り扱う情報の機密性や使用用途等を勘案のうえ、セキュリティレベルを検討し、Windows ディフェンダーのみのウィルス対策について検証を行い、問題がある場合には、OS 付属ソフト以外のウィルス対策ソフトを導入の検討をするべきである。</p>
個	5	【意見】原課調達パソコンの使用目的、有効性について	<p>原課で調達するパソコンについて、使用用途に適合した適切な調達がなされるべきである。</p> <p>原課で調達するパソコンについては、各課の判断による購入がなされている。しかし、購入されたパソコンの中には、使用目的に合ったシステムパフォーマンスを満たさないものがあり、活用されていない状況のものがあった (監査時にも立ち上げができなかった)。有効性や効率性から問題があると言わざるを得ないものがあった。</p> <p>原課でのパソコン調達にあたっては、使用目的、利用計画を明確に立てた上、適合した機器を導入する必要がある。</p>
教育部学校支援課			
個	6	【指摘】電子黒板の備品管理について	<p>教育センターの電子黒板の備品管理を徹底すべきである。</p> <p>教育センター内の電子黒板については、3 万円以上するものであり、備品整理票の貼付が確認できなかった (下関市会計規則第 109 条第 1 項及び同条第 2 項本文参照)。</p>

			電子黒板にも導入当初は貼付されていたと考えるが、日々の使用によって剥がれてしまったものと思われる。備品管理を徹底すべきであり漏れのないようにされたい。
下関市立歴史博物館			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポートが終了したOSについて(共通)と同様 原課で調達されたパソコンの一部のOSがWindows7及びWindows8であった。 当該パソコンは、情報検索サービス(下関市立歴史博物館アーカイブス)が故障中のため利用されていないとの説明があったが、当該パソコン内には多数のデータファイルが残存しており、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準_第41(7)に従った適切な廃棄を行う必要がある。
個	7	【意見】情報検索サービス(下関市立歴史博物館アーカイブス導入)の有効性について	情報検索サービス(下関市立歴史博物館アーカイブス)の導入の有効性について、適切なものであったか検証がなされていない。 開館時に設置され、同施設のリーフレット内にも記載がある情報検索サービス(下関市立歴史博物館アーカイブス)が故障中であり、利用できない状況であった(多額の修理費用がかかるため、復旧の見込みがないとのこと)。高額のシステムであったにもかかわらず、開館より7年(6年目で故障)しか経過しておらず、システムの調達について、問題があった可能性があると看做されるを得ない。
個	8	【意見】機器の保守管理の随意契約について	機器の保守管理について、安易な随意契約をすることなく、一般競争入札を検討すべきである。やむを得ず随意契約が選択される場合も、当該検証が可能な記録を残すべきである。 機器の保守管理について、納入業者による保守が随意契約によりなされていたが、監査時に保守に関する報告書を確認したところ、汎用的なプロジェクターの点検・修理など納入業者による保守が必須となる内容とは認められなかった。 納入業者がそのまま保守を行うことは本来的には効率が良いはずであり、費用も安価である。もっとも、納入業者=保守業者ということが当然になれば、本来は調達にかかる費用を保守に上乗せしておくことにより、当初の入札価格を低く抑えることも可能となってしまう。

			<p>随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質及び目的が競争入札に適しないものをするとき」という例外的なものであることを再確認するとともに、やむを得ず随意契約による場合にあっても、下関市随意契約ガイドラインに従った慎重な検討（著作権など排他的権利に該当する場合や密接不可分の関係にある場合でもその具体的内容を明示する。）をすることが求められる。</p>
下関市立考古博物館			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポートが終了したOSについて(共通)と同様 サポートが終了しているOS(Windows7)を搭載したパソコン
個	4 (共通)	【指摘】ウイルス対策ソフトの導入について(共通)	4(共通)【指摘】ウイルス対策ソフトを導入すべきである(共通)と同様
個	9	【指摘】電子機器の備品管理について	<p>備品台帳に記載のないモニター1台が確認された、備品整理票も確認できなかった備品管理を徹底すべきである。(下関市会計規則第109条第1項及び同条第2項本文参照)。</p> <p>寄付による取得であったため備品管理から漏れていたものと思われる。(現行3万円基準)備品管理から漏れやすい類型を共有するとともに、備品管理を徹底すべきである。</p>
個	10	【意見】ホームページの保守の随意契約について	<p>ホームページの保守について、納入業者との随意契約によって保守契約がなされていた。例外的な随意契約が相当であるか検討が必要である。</p> <p>保守契約についても、特段指摘すべき点はなかったが、一般競争入札による契約を検討すべきである。</p> <p>納入業者がそのまま保守を行うことは、本来的には効率が良いはずであり、安価な費用に収まる可能性が高い。もっとも、「納入業者＝保守業者」ということが当然になれば、本来は調達にかかる費用を保守契約に上乗せして、調達時の入札を行うということも可能となり、競争原理が適切に働かないリスクも生じる。</p> <p>随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質及び目的が競争入札に適しないものをするとき」という例外的なものであることを再確認するとともに、やむを得ず随意契約による場合にあっても、下関市随意契約ガイドラインに従った慎重な検討（著作権など排他的権利に該当する場合や密</p>

			接不可分の関係にある場合でもその具体的内容を明示する。) をすることが求められる。
環境部 (環境施設課、奥山工場含む。)			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通)	2 (共通) 【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通) と同様 開発元のサポート期間が終了しているOS (Windows2000、Windows XP、Windows7、8) を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。 (廃棄物対策課) 廃棄物対策課のパソコンは、インターネットに接続しない研修用という説明があったが、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。 なお、廃棄物対策課には直接往査はしておらず、監査資料に基づいて、環境施設課等を通じて質問等をしたのみである。 (奥山工場) 中央制御室等、パソコンの一部のOSがWindows7等のままであった。 焼却炉稼働のためのいわゆる産業用パソコンであり、インターネット接続はないという説明があったが、多数のOSがサポートを終了し、業者からもシステム更新に向けた提案があるとのことであり、早急に改善を検討すべきである。
個	11 (共通)	【意見】NAS (ネットワークHDD) の更新時期 (共通)	NAS (ネットワークHDD) については、導入より5年が経過しており、機器の更新やバックアップについて検討すべきである。 NAS (ネットワークHDD) については、5年から10年と言われており、突然の故障に備えて機器の更新を検討するほか、バックアップについて具体的な措置を検討すべきである。
教育委員会中央図書館			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通)	2 (共通) 【指摘】 開発元のサポートが終了したOSについて (共通) と同様 開発元のサポート期間が終了しているOS (Windows8) を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。 自動化書庫システムはデスクトップパソコン2台で2016年5月に取得しているが、OS (Windows8) は開発元のサポートが終了している。
個	12	【意見】図書館システムで更新の切れた登録証	図書館システムの登録証は3年更新となっており、期限の切れた登録者の情報もそのまま保存しているとのことであるが、個人情報が含ま

			れているため一定期間(例えば期限切れ後 10 年等)を定め、これを経過した個人情報廃棄することが必要である。
議会事務局議事課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポートが終了したOSについて(共通)と同様 Windows7のパソコンが確認された。
個	13	【指摘】サーバーの外部記録媒体であるSDカードについて	原課で調達・運用されているサーバーの外部記録媒体であるSDカードについて、USBメモリーの受け払いと同様に、適切な管理をすべきである。 下関市行政情報セキュリティポリシー__実施手順書「(外部記録媒体の管理)情報セキュリティ管理者は、所管する課所等で使用する外部記録媒体のうち、データ受け渡し等に繰り返し使用するものについて、外部記録媒体管理台帳(様式第7号)を備え、適切に管理しなければならない。」に違反するものである。受払の台帳を整備するなど適切な管理を行う必要がある。
菊川総合支所			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様 菊川総合支所では独自のシステムが2つあり、これらは完全に独立しており外部のインターネットとは繋がっていない。 しかし、独自のシステムのうち真空ステーションは、平成17年2月に実施された旧下関市と旧豊浦郡4町の市町村合併よりも前から継続して使用されているシステムであり、OSは開発元のサポートが終了しているWindowsXPが使用されていた。
豊浦総合支所			
個	14 (共通)	【指摘】使用中止している古いパソコンについて	開発元のサポート期間が終了し、使用中止している古いパソコンについて、廃棄を含め早急に措置を行うべきである。 使用が終了するパソコンについて、入れ替え前に廃棄に関する調整を行うべきである。また、何らの事情で一時保管せざるを得ない場合であっても施錠管理等の物理的措置が取られるべきである。 テレビ会議室に、使用が終了していたパソコン(「旧道路台帳システム」と記載されたデスクトップパソコン)が保管されていた。 使用を終えたパソコンについては、パソコン自体の盗難、紛失を防ぐとともに、パソコン内

			<p>の情報流失等のリスクを避けるために、下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第4__1__(7)に従い、遅滞なく廃棄を行う必要がある。そのため、本来、使用を終える前に廃棄に関する調整を行う必要がある。</p> <p>担当課によれば、システムを導入した建設部道路河川管理課の指示を受けた上で行うため、現在は指示があるまでの間、テレビ会議室に一時保管しているとのことであった。</p> <p>しかしながら、前記情報流出等のリスクを避けるためには、廃棄に関して担当課に指示を仰ぐなど積極的な調整がなされるべきである。また、少なくとも、廃棄までは、施錠された場所等で保管するなど適切な管理をすべきである(下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第4__4__ア)</p>
豊北総合支所			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様 総務部総務課に依頼して提出を受けたハードウェアのリストには、Windows XPのIBM製とDELL製については「年度(令和5年度)内に廃棄予定」とあり、同対応をすべきである。
豊田総合支所			
個	14 (共通)	【指摘】使用中止している古いパソコンについて(共通)	14(共通)【指摘】使用中止している古いパソコンについて(共通)と同じ 部局課等で独自に購入、リース契約している電子機器については、年一度は棚卸をおこない現物チェックするべきである。自己所有のものは備品台帳(3万円以上)等と照合すべきである。 (1) O A室 ・ノートパソコン…1台 建設農林課 ・デスクトップパソコン…2台 市民生活課(豊田町)観光協会のシール VAIO (SONY) (2) 倉庫5 ・Windows XPのパソコン…1台
下関商業高等学校			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様 事務室において、パソコンの一部のOSがWindows7のままであった。
個	15	【意見】フロッピーディスクの利用について	フロッピーディスクの利用については代替手段が検討されるべきである。

			<p>事務室において金融機関との取引に利用されるフロッピーディスク（ドライブ）が確認され、現在も利用されているということであった。</p> <p>フロッピーディスクを使用すること自体は、直ちに下関情報セキュリティポリシーに違反するものではないが、フロッピーディスクが外部の磁気や振動に弱く、データが破損しやすいというリスクがあり、代替手段が検討されるべきである。</p>
個	16	<p><b>【指摘】</b>インターネット系パソコンのID及びパスワード管理とワイヤーロックについて</p>	<p>インターネット系パソコンのID及びパスワードの管理やワイヤーロックについて、徹底されたい。事務室において、インターネット系パソコンにID及びパスワードを記載した付箋が貼られていた。</p> <p>また、3Sパソコン周辺にIDやパスワードが記載された付箋が多数確認できたほか、ワイヤーロックが確認できないパソコンも確認された。</p> <p>上記各行為は、下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第5__4（3）ア「パスワードは、他人に知られないように管理しなければならない」、第4__4__ア「情報セキュリティ管理者は、盗難防止のため、執務室当で利用するパソコンのワイヤーによる固定…を講じなければならない」に違反する。</p>
個	17	<p><b>【指摘】</b>私有物と思われるデスクトップパソコン等の持ち込みについて</p>	<p>マルチメディア準備室に記録にない私物と思料されるパソコンについて、持ち込み許可など必要な措置が取られるべきである。</p> <p>マルチメディア準備室に備品台帳にない私物と思料されるパソコンが確認された（ASUS社製のデスクトップパソコン及びDELL製のノートパソコン）。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第5__1__（1）__エ「職員等は、支給以外の「端末」、電磁的記録媒体等を原則として業務に利用してはならない」に違反する。</p>
個	18 (共通)	<p><b>【意見】</b>電子黒板の利用の有効性について（共通）</p>	<p>電子黒板の利用について、有効利用の検証がなされていない。</p> <p>各教室に設置されている電子黒板（1台当たり約13万円、総額211万6,400円）について、往査時も一定の利用がなされていることが確認されたが、利用するか否かについては各教員の判断に委ねられており、具体的な利用状況に</p>

			については検証が不十分であると思料された。授業中を廊下から、2年生、3年生の電子黒板の使用状況を見たが、約50%の使用状況であった。
個	19	【意見】電子機器等のリース契約について	<p>電子機器等のリース契約の一括契約について十分な検討がなされていない。</p> <p>サーバー、パソコン（生徒用、教員用）、タブレットなどの電子機器について、一括でリース契約がなされていた（令和2年2月3日契約、5年間、総額9,754万1,400円、競争入札、入札1者）。</p> <p>情報端末を含む電算機器等については一括リースとすること自体を否定するものではないが（例えばスケールメリットによる価格抑制、保守や管理の容易化など）、その前提として個別契約との対比がなされることが必要である。特に、本件競争入札は、結果として1社の競争入札であったことに鑑みると、応札できる条件が高くなり（中小業者による入札が事実上困難）、適正な調達がなされたか疑問が残るものである。</p>
個	20 (共通)	【意見】独自のHP（ホームページ）のセキュリティの向上について（共通）	<p>独自のホームページについてhttpで作成されており、HTTPS化がなされていない。 学校独自のホームページ（<a href="http://shimosho.ed.jp/">http://shimosho.ed.jp/</a>）については、教員により作成されたものであるとのことであったが、HTTPS化（常時SSL）がなされていない。</p> <p>また、ホームページの保守については、一定の専門的知識が必要となることから、一部教員に依存した運用がなされることは好ましくなく、専門部署や専門業者の関与が検討されるべきである。</p>
下関市立文関小学校			
指摘又は意見なし。			
下関市立向山小学校			
指摘又は意見なし。			
日新中学校			
個	18 (共通)	【意見】電子黒板の利用の有効性について（共通）	<p>18（共通）【意見】電子黒板の利用の有効性について（共通）と同様。電子黒板の利用について、有効利用の検証がなされていない。</p> <p>電子黒板 38人学級採用のため教室が狭くなったという理由で、電子黒板が、教室内ではなく廊下で保管しているクラスが数件あった。</p>

ボートレース企業局			
個	21	【指摘】執務室内のパソコンのワイヤーロックについて	<p>執務室内のパソコンのワイヤーロックについて、徹底されたい。ワイヤーロックが確認できないパソコンが複数確認された。</p> <p>上記各行為は、下関市行政情報セキュリティポリシー第4_4_ア「情報セキュリティ管理者は、盗難防止のため、執務室当で利用するパソコンのワイヤーによる固定…を講じなければならぬ」に違反する。</p>
個	22	【意見】ウェブサイト構築等について	<p>ウェブサイト構築等専門的な情報通信分野に関するプロポーザルを実施するにあたっては、知識・経験を有する専門家が関与することが望ましい。</p> <p>ホームページ作成にあたっては、審査項目が「企画性、デザイン、ユーザビリティ、スマホサイト」のみならず、「セキュリティ・サポート、運営コスト、構築コスト」等IT専門家（高度情報処理技術者、ITコーディネータ等）が関与することが望ましい（他課では、情報政策課が関与する例もあり、参考となる。）。</p>
市民部市民サービス課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて（共通）	<p>2（共通）【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて（共通）と同様</p> <p>市民サービス課は、マイナンバー利用事務系等パソコンを取扱う課であり、情報セキュリティの機密性（情報が権限のない第三者に漏洩しないよう保護すること）の確保が必要であるが、市民サービス課、支所及びパスポートセンターにおいてOSがWindows8.1のパソコンが計19台使用されていた（マイナンバーカード顔認証パソコンで17台、パスポートセンター2台）。これらは完全に独立しており外部のインターネットとは繋がっていないが、Windows8.1は開発元のサポートが終了しているOSである。</p>
個	23	【意見】USBメモリー等受払簿の様式（外部記録媒体管理台帳）について	<p>USBメモリーの受払は、「USB等管理台帳」（受払簿）によって管理されているが、この台帳の様式が市民サービス課独自のものがあつた。USBメモリー等受払簿の様式（外部記録媒体管理台帳）に統一して使用すべきである。</p>
消防局/総務課、予防課、情報指令課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて（共通）	<p>2（共通）【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて（共通）と同様</p> <p>予防課において、Windows8のパソコンが利用されていた。</p>

個	24	【意見】タブレットパソコンの購入について	<p>タブレットパソコンの購入にあたっての物品選定理由について、消防局が所有し、出動現場での情報整理や記録作業に使用しているものと互換性を持つ同一機種が円滑な運用が可能であるという理由で選択されていた。</p> <p>選定については現場サイドとも協議を行っているとのことだが、各現場における使用状況や機種選択の意見聴取・検討が十分なされていなかった。</p> <p>調達されたタブレットパソコンの活用頻度や選定機種に関する意見を聴取し、次期更新時に向けた検証がなされるべきである。</p>
港湾局経営課、施設課			
個	25	【意見】再委託の合理性の検討について	<p>&lt;施設課&gt;</p> <p>再委託されている業務は、再構築業務のうち主要な部分を占めていると考えられる船舶入出港管理システム業務及び港湾施設管理システム業務が含まれている。再委託先 2 者はいずれも受託事業者の協力会社であり、市では再委託が主要業務の一部であることは確認していたが、程度や具体的な内容までは把握していなかった。</p> <p>主たる業務が再委託されているのであれば、市は本来、再委託先に直接業務を委託すればよいことになると考えられる。</p> <p>市は、委託先の選定の段階で委託先事業者がどのような業務の実施体制であるのか及び委託業務のうち主たる部分を行えるかどうかを検討する必要がある。</p> <p>委託先の再委託にあたっては、再委託の業務内容、再委託の金額、それができなければ、委託総額に占める再委託金額割合等を確認しておくことが望まれる。</p> <p>委託業務全体に占める再委託金額等割合・重要性を把握し、再委託が妥当であるかどうかについて契約時に、慎重に検討・判断することが望まれる。</p> <p>&lt;経営課&gt;</p> <p>指摘又は意見なし。</p>
財政部財政課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2 (共通) 【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通) と同様

個	11 (共通)	【意見】NAS (ネットワークHDD)の更新時期 (共通)	環境部(環境施設課、奥山工場含む)11(共通)【意見】NAS(ネットワークHDD)の更新時期(共通)と同様
財政部納税課			
個	26	【意見】システムの 調達時の競争入札 について	システムの調達については、複数の応札により競争原理が適切に機能するよう調達過程を検討されるべきである。 債権管理システムの調達時の競争入札において1者のみの応札となっている(1者は辞退)。債権管理システム開発事業者は、多数あるが、多くの開発事業者に対して見積りを求めたり、入札情報等を周知したりするなど競争原理が適切に機能するよう工夫すべきである。
個	27	【意見】システムの 保守についての随 意契約	システムの保守については、漫然と調達業者へ随意契約されることなく、費用対効果について検討されるべきである。 システム保守については、調達業者による随意契約がなされている。随意契約の根拠について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号として、具体的にはシステム保守は、技術面の問題から調達業者でなければ不可能と推察されるとされていた。 しかしながら、調達業者(ベンダー)による保守は、システム構築に関する技術面や知的財産の関係上やむを得ないと考えがちであるが、システムの保守を調達業者以外が行うということは時折見られるものであり、随意契約により調達業者に保守を任すことはより慎重な検討がなされるべきである。 また、一般的には、調達業者は、当該システムについての知識のみならず経験を有しているものと認められ効率的かつ有効な保守が可能になる(結果として費用も低く抑えられる。) しかし、保守契約が随意契約によってなされることが常態化した場合、調達契約においては落札のために安価に設定し、その後の保守契約によって利益を確保することも可能となるリスクもある。
福祉部保険年金課			
指摘又は意見なし。			
財政部市民税課			
指摘又は意見なし。			
福祉部介護保険課			
指摘又は意見なし。			

総務部契約課			
指摘又は意見なし。			
豊田中央病院			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様
個	20 (共通)	【意見】独自のHP(ホームページ)のセキュリティの向上について(共通)	下関商業高等学校 20(共通)【意見】独自のHP(ホームページ)のセキュリティの向上について(共通)と同様 病院独自のホームページが開設・運用されているが、HTTPS化(常時SSL)がなされていない。
個	28	【指摘】ネットワーク接続機器等管理台帳の更新について	ネットワーク接続機器等管理台帳の更新を徹底されたい。 ネットワークに接続する情報端末については、「ネットワーク接続機器管理台帳」により管理がされていたが、既に入替え済みのパソコンの記載されていた(番号 77「事務局パート用」)。台帳は情報端末の管理に欠かせないものであり、適切な管理がなされる必要がある。
個	29	【意見】電子カルテ(システム)の導入の入札について	電子カルテの導入について、特定のシステムを選定した結果、競争入札に応札した業者1者となり、導入コストに関する検討が不十分と思料された。 電子カルテの導入については、選定委員会で複数のシステムが検討されていたが、その後の当該システムの導入は、一般競争入札が行われたものの1者のみの応札となり、その後の保守は随意契約されていた。 同選定委員会の資料を確認したところ、複数の電子カルテを様々な観点から比較検討し、適切なシステムを選定するなど内容に一見して不相当なものは認められなかったが、導入コストに関して検討が不十分である可能性があった(当該システムを選択する場合、1者のみの応札に留まる可能性が高く、コスト面での検討もなされるべきであった)。
個	30	【意見】原課調達のパソコン購入資料	原課調達のパソコン購入資料が確認できなかった。資料について、少なくともパソコン運用中については保管することが望ましい。 平成 29 年に購入されたとする原課調達のパソコンについて、購入時の資料が確認できなかった。5年の破棄期間が満了したため、廃棄されたものと思われるが、少なくとも当該情報

			端末運用中は書類の保管をするよう検討されるべきである。
個	31	【指摘】SNS (Facebook) の運用ポリシーについて	SNS (Facebook) の運用ポリシーは、同運用ポリシーに従って公開されるべきである。 Facebook について、「下関市立豊田中央病院公式 Facebook 運用ポリシー (運用開始期間：令和2年8月7日)」が定められていたが、公開されていなかった。同運用ポリシー第10項では「本ポリシーの内容は、病院HPに掲載し、周知する。また、本ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を病院HP等で周知する」とされており、公開がなされるべきである。
上下水道局/企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、浄水課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通)	2 (共通) 【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通) と同様。 浄水課 監視システムについては、長府浄水場内のみで使用されている。浄水場の更新と併せてシステム更新を行う予定であり、LGWAN及びインターネット等の外部ネットワークと接続されていないため、バージョンアップを行っていないとのことであるが、サポートの終了している Windows XP を搭載したパソコンを使用していることは、情報セキュリティポリシー上、問題である。
こども未来部幼児保育課			
指摘又は意見なし。			
こども未来部こども家庭支援課			
指摘又は意見なし。			
総務部職員課			
指摘又は意見なし。			
出納室			
指摘又は意見なし。			

### 3 監査の結果及び意見（総論）

＜総合政策部情報政策課＞

令和5年8月25日・10月19日（往査を行った日）

#### 総論1【意見】情報セキュリティポリシーの公開について

「下関市行政情報セキュリティポリシー」をホームページで市民に公開すべきである。

- 1 総務省は、令和5年3月28日、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、公開している。

更に、総務省はその解説として、令和5年10月10日に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの概要及び直近の改定内容」を公表している。

「情報セキュリティポリシー」は多義的な用語であるが、総務省ホームページでは「企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針」と定義されている。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/business/executive/04-2.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/business/executive/04-2.html)

ガイドラインの対象は、①基本方針（基本的な考え方を定めるもの）、②対策基準（基本方針に基づき、全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策を定めるもの）である。なお、ガイドラインにおいては、さらに、③実施手順（具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めるもの）を定めるものとされているが、③実施手順については、ガイドラインの対象外とされており、ガイドラインの例文では非公開とするものとされている（ガイドライン ii-8）。

- 2 下関市においても「下関市行政情報セキュリティポリシー」が策定されているが、上記①基本方針を含めて一切公開されていない。

行政庁は、住民の個人情報を含めた情報資産を預かり運用する以上、住民は当該運用基準を知るべき立場にあることにとどまらず、行政庁から住民に対し、当該運用基準を積極的に説明する義務があるものである。運用基準すら公開されないということは、住民が行政庁をチェックする機会自体を奪うことにもなりうる。

なお、セキュリティリスクを理由として情報セキュリティポリシーの一部を公開しないという地方公共団体もあるが、このような形式的な運用は基本的に相当ではない。すなわち、現在の地方公共団体の情報セキュリティポリシーは、基本的に総務省が作成したガイドラインに準拠しており（総務省の令和4年版では、下関市は、ほぼ同じ内容である。）、これを公開したからと言ってセキュリティリスクが生じるという事態はおおよそ想定できない。また、何らかのセキュリティリスクが懸念される場合でも、まずは一部公開とする手法が検討されるべきであり、全部を非公開するのは相当でない。

- 3 一般的に、民間企業における情報セキュリティポリシーはステークホルダーに対して公開されることが多い。これは、情報セキュリティポリシーを公開することで、従業員のセキュリティ意識向上を寄与させるだけでなく、取引先やエンドユーザーからの信頼向上といった副次的な効果を得られることも期待されている。

#### 総論2【指摘】開発元サポート期間が終了したOS（\*）について

開発元サポート期間が終了したWindows7、Windows8などサポートが終了したOSのまま利用されているパソコンが散見された。そのOSのままコンピュータや機器を使用続けた場合、不具合や脆弱性を抱えたままの状態となり、サイバーセキュリティのリスクが非常に高まることになる。

OSのサポート終了時期については、事前に周知されているものであり、サポート終了時期を見据えて、計画的な情報端末またはOSの更新がなされるべきである。

- 1 下関市政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6「技術的セキュリティ」\_\_4\_\_（1）キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」と定められている。  
総務省の「国民のためのサイバーセキュリティサイト」でも一般利用者向けにサポート期間が終了するソフトウェアに注意を促している。
- 2 現時点における代表的なOSのサポート終了、終了予定時期は次の通りである。

既に終了	(Windows) Microsoft Windows Me Windows2000 Windows XP WindowsVista Windows7 Windows8 Windows Server2012 (iOS) Apple iOS14 以前 ※なおiOS12は、iOS13以降に対応しない端末向けのセキュリティアップデートのみ対応中 (android) Google android10 以前
2025年10月14日 (予定)	Windows10
2027年1月14日 (予定)	Windows Server 2016

(用語説明)

\*OS (オー・エス)

Operating System (オペレーティング・システム) の略。コンピュータを動作させるための基本的な機能を提供するシステム全般のこと。たとえば、メモリーやディスクなどのハードウェアの制御、キーボードやマウスといったユーザインタフェースの処理、画面への表示とウィンドウの制御など、コンピュータが動作するための数多くの基本処理を行っている。さらに、コンピュータシステムを管理するための数多くのツールが用意されている。代表的なOSにはWindows、Mac OS などがある。

### 総論3【意見】職員の情報セキュリティに関する研修について

職員の情報セキュリティに関する研修を充実すべきである。

情報セキュリティに関する研修は、年1回であるが、参加者は情報セキュリティ管理者(課所室長)が指名する者及び受講希望者であり、ほとんどの課からは1名の参加である。

情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、PDCAサイクルの繰り返しによる情報セキュリティの向上が必要である。情報セキュリティに関する研修は、毎年、受講者を多く募り充実すべきである。

## 1 情報セキュリティセルフチェックと情報セキュリティの研修の内容

情報政策課では、毎年情報システムセキュリティに関し、①情報セキュリティセルフチェックと②情報セキュリティに関する研修を行っている。

### (1) 情報セキュリティセルフチェック

職員及び一部会計年度任用職員を対象に情報セキュリティセルフチェックを年1回行っている。(L/GWAN系パソコンあるいはインターネットパソコンを情報政策課から配備されている全員)

- ・情報セキュリティセルフチェックの令和4年度の結果については、後述する「●R4年度情報セキュリティセルフチェック総合判定結果」に記載した。
- ・情報セキュリティセルフチェックの問題、回答については、巻末の〈参考〉令和4年度情報セキュリティセルフチェック問題及び回答に記載した。

### (2) 情報セキュリティ研修

情報セキュリティ研修には、2種類あり情報セキュリティ研修Ⅰと情報セキュリティ研修Ⅱがある。

#### ①情報セキュリティ研修Ⅰ：e-ラーニング型

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による

「令和4年度リモートラーニングによる情報セキュリティ研修」を利用して実施  
セキュリティリモートラーニング：3コース

ア デジタルリテラシー習得コース

イ 情報セキュリティコース

ウ 個人情報保護コース

#### ②情報セキュリティ研修Ⅱ：集合研修

外部講師による集合研修を実施し、日常業務全般における情報セキュリティや個人情報保護法に関連した業務の注意点について、実際の事例を交えながら理解を深めるとともに、具体的な対策を学ぶ。

## 2 PDCAサイクルの繰り返しによる情報セキュリティの向上の必要性

情報セキュリティ研修の参加者は情報セキュリティ管理者（課所室長）が指名する者及び受講希望者となっているが、e-ラーニング型の情報セキュリティ研修Ⅰは任意参加であるため、部署・課によりまちまちである。

参加者は情報セキュリティ管理者（課所室長）が指名する者及び受講希望者であり、ほとんどの課からは1名の参加である。

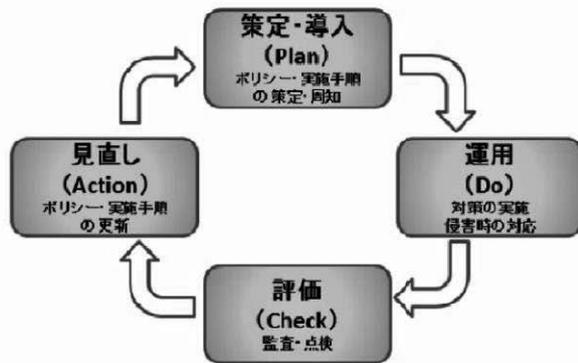
しかし、情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、PDCAサイクル（\*）の観点からは、一度限りではなく、これを定期的に繰り返すことで、環境の変化に対応しつつ、情報セキュリティ対策の水準の向上を図らなければならない。

職員課では、情報セキュリティの研修は下関市職員研修規程の研修区分のうち、部局研修であると認識しており、その必要性に鑑み、新規採用職員研修（前期課程）において、情報政策課が「情報セキュリティ」の研修を実施しているとのことである。

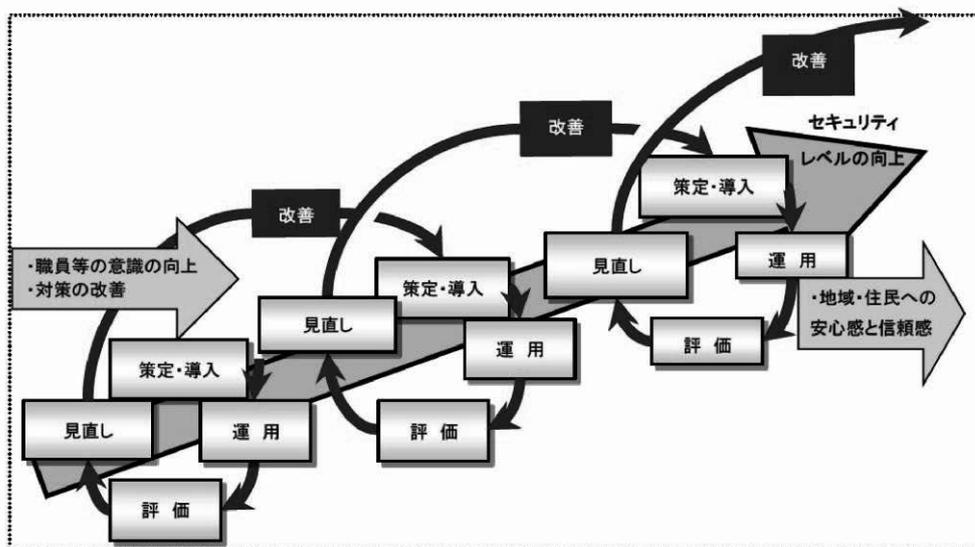
ただ、「情報セキュリティ」の研修は、前述のとおり任意の受講となっていることから、毎年、受講者を多く募り充実すべきである。

(用語説明)

\*P D C Aサイクルは、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）i-20ページ」において、「情報セキュリティ対策の実施サイクル」で説明がある。情報セキュリティ対策の実施プロセスは、図表3のとおり、策定・導入（P l a n）、運用（D o）、評価（C h e c k）、見直し（A c t i o n）の4段階に分けることができ、この実施サイクルを繰り返すことによって情報セキュリティは確保される。この実施サイクルは、それぞれの項目の頭文字をとって、P D C Aサイクルとも呼ばれる。



図表3 情報セキュリティ対策のPDCAサイクル



図表4 PDCAサイクルの繰り返しによる情報セキュリティ対策の水準の向上

P D C Aサイクルの繰り返しによる情報セキュリティの向上である。情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、以上のP D C Aサイクルは、一度限りではなく、図表4のとおり、これを定期的に繰り返すことで、環境の変化に対応しつつ、情報セキュリティ対策の水準の向上を図らなければならない。

総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）i-20ページ

以下、(1) 情報セキュリティセルフチェックの令和4年度の総合的結果である。

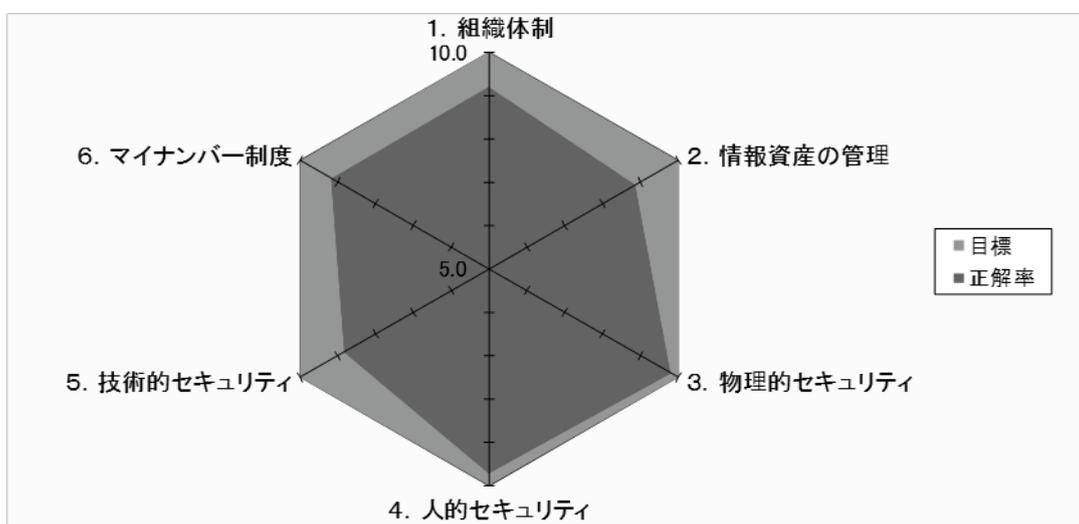
●R4年度情報セキュリティセルフチェック 総合判定結果

対象:市全体

(単位:人)

項目	回答者	正解者数					
		問1	問2	問3	問4	問5	問6
1. 組織体制	2,665	2,552	2,498	2,389	2,484	2,307	
2. 情報資産の管理	2,665	2,587	2,443	2,582	2,030	2,156	
3. 物理的セキュリティ	2,665	2,627	2,571	2,636			
4. 人的セキュリティ	2,665	2,624	2,581	2,609	2,586	2,632	2,506
5. 技術的セキュリティ	2,665	2,579	2,245	2,334	2,571	1,902	2,488
6. マイナンバー制度	2,665	2,559	2,402	1,985	2,513	2,564	2,624

項目	設問数	目標	正解率
1. 組織体制	5	10.0	9.2
2. 情報資産の管理	5	10.0	8.9
3. 物理的セキュリティ	3	10.0	9.8
4. 人的セキュリティ	6	10.0	9.7
5. 技術的セキュリティ	6	10.0	8.8
6. マイナンバー制度	6	10.0	9.2



- 1. 組織体制 十分理解できているようです。100%目指してがんばりましょう
- 2. 情報資産の管理 十分理解できているようです。100%目指してがんばりましょう
- 3. 物理的セキュリティ 十分理解できているようです。100%目指してがんばりましょう
- 4. 人的セキュリティ 十分理解できているようです。100%目指してがんばりましょう
- 5. 技術的セキュリティ 十分理解できているようです。100%目指してがんばりましょう
- 6. マイナンバー制度 十分理解できているようです。100%目指してがんばりましょう

平均	評価
0.0~2.4	これは大変！セキュリティの大切さをよく理解しましょう
2.5~4.9	まだまだです！
5.0~7.4	あと一息です！
7.5~9.9	十分理解できているようです。100%目指してがんばりましょう
10.0	100%です！おめでとうございます！

以下、(2) 情報セキュリティの研修の令和4年の受講者数である。

- ・情報セキュリティ研修Ⅰ：eラーニング型
- ・情報セキュリティ研修Ⅱ：集合研修

令和4年度情報セキュリティ研修 I

主催 : 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) 受験者 : 366名

形式 : e-ラーニング

日程 : 令和4年10月11日 (火) ~ 令和4年12月27日 (火)

(単位 : 人)

No	所属名称	職員	会計年度任用職員	合計
1	企画課	1	0	1
2	国際課	1	0	1
3	情報政策課	10	0	10
4	エリアビジョン推進室	1	0	1
5	東京事務所	2	0	2
6	防災危機管理課	2	0	2
7	職員課	1	0	1
8	資産経営課	0	1	1
9	契約課	1	0	1
10	財政課	1	0	1
11	納税課	1	0	1
12	市民税課	5	1	6
13	まちづくり政策課	2	0	2
14	市民サービス課	9	8	17
15	生活安全課	1	0	1
16	人権・男女共同参画課	0	2	2
17	彦島支所	1	0	1
18	長府支所	1	0	1
19	市民部清末支所	1	0	1
20	市民部 小月支所	1	0	1
21	吉田支所	1	0	1
22	内日支所	4	0	4
23	川中支所	1	0	1
24	安岡支所	1	0	1
25	生活支援課	53	5	58
26	長寿支援課	1	0	1
27	保険年金課	2	0	2
28	介護保険課	2	0	2
29	幼児保育課	1	2	3
30	こども家庭支援課	2	0	2
31	保健医療政策課	2	0	2
32	生活衛生課	1	0	1
33	試験検査課	1	0	1
34	健康推進課	18	7	25
35	豊田中央病院	29	0	29
36	環境政策課	1	0	1

37	廃棄物対策課	1	0	1
38	クリーン推進課	1	0	1
39	環境施設課	2	0	2
40	産業振興課	0	1	1
41	産業立地・就業支援課	2	0	2
42	農業振興課	1	0	1
43	農林水産整備課	1	0	1
44	市場流通課	1	1	2
45	観光政策課	1	0	1
46	スポーツ振興課	1	0	1
47	文化振興課	1	0	1
48	道路河川建設課	1	0	1
49	道路河川管理課	1	0	1
50	公共建築課	1	0	1
51	都市計画課	1	0	1
52	交通対策課	1	0	1
53	市街地開発課	1	0	1
54	公園緑地課	1	0	1
55	建築指導課	1	0	1
56	港湾局経営課	1	0	1
57	港湾局振興課	1	0	1
58	港湾局施設課	1	0	1
59	菊川総合支所地域政策課	1	1	2
60	菊川総合支所市民生活課	1	0	1
61	菊川総合支所建設農林課	1	0	1
62	豊田総合支所地域政策課	1	0	1
63	豊田総合支所市民生活課	1	0	1
64	豊田総合支所建設農林課	1	0	1
65	豊浦総合支所地域政策課	1	0	1
66	豊浦総合支所市民生活課	0	1	1
67	豊浦総合支所建設農林水産課	1	0	1
68	豊浦総合支所下関北部建設事務所	3	0	3
69	豊北総合支所地域政策課	1	0	1
70	豊北総合支所市民生活課	14	4	18
71	豊北総合支所建設農林水産課	1	0	1
72	出納室	1	0	1
73	議会事務局庶務課	3	0	3
74	議会事務局議事課	3	0	3
75	選挙管理委員会事務局	0	1	1
76	監査委員事務局	2	0	2
77	農業委員会事務局	1	0	1
78	教育政策課	1	0	1
79	学校教育課	1	0	1

80	教育研修課	1	0	1
81	菊川図書館	0	5	5
82	中央図書館	1	33	34
83	長府図書館	0	4	4
84	彦島図書館	0	6	6
85	豊浦図書館	0	5	5
86	豊田図書館	0	5	5
87	豊北図書館	0	2	2
88	下関市立美術館	0	1	1
89	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	1	0	1
90	下関商業高等学校	1	0	1
91	消防局総務課	1	0	1
92	消防局警防課	1	0	1
93	消防局予防課	0	1	1
94	消防局情報指令課	1	0	1
95	中央消防署	3	0	3
96	東消防署	1	0	1
97	西消防署	3	0	3
98	北消防署	2	0	2
99	豊浦西消防署豊北出張所	7	0	7
100	豊浦東消防署菊川出張所	6	0	6
101	上下水道局企画総務課	5	0	5
102	上下水道局経営管理課	1	0	1
103	上下水道局お客さまサービス課	4	0	4
104	上下水道局給水課	1	0	1
105	上下水道局上水工務課	1	0	1
106	水質管理センター	1	0	1
107	上下水道局北部事務所	1	0	1
108	上下水道局下水道施設課	1	0	1
109	ボートレース事業課	1	0	1
	合計	269	97	366

令和4年度情報セキュリティ研修Ⅱ

主催：下関市

受講者：124名

形式：集合研修

日程：令和4年12月14日（水）

午前の部：10時00分～11時45分

午後の部：14時00分～15時45分

（単位：人）

No	所属名称	職員	会計年度任用職員	合計
1	企画課	1	0	1
2	秘書課	1	0	1
3	広報戦略課	1	0	1
4	国際課	1	0	1
5	エリアビジョン推進室	1	0	1
6	総務課	1	0	1
7	防災危機管理課	1	0	1
8	職員課	1	0	1
9	資産経営課	1	0	1
10	契約課	1	0	1
11	財政課	1	0	1
12	納税課	1	0	1
13	市民税課	1	0	1
14	資産税課	1	0	1
15	まちづくり政策課	1	0	1
16	市民サービス課	1	0	1
17	生活安全課	1	0	1
18	人権・男女共同参画課	1	0	1
19	彦島支所	1	0	1
20	長府支所	1	0	1
21	王司支所	1	0	1
22	清末支所	1	0	1
23	小月支所	1	0	1
24	王喜支所	1	0	1
25	吉田支所	1	0	1
26	内日支所	1	0	1
27	川中支所	1	0	1
28	安岡支所	1	0	1
29	吉見支所	1	0	1
30	福祉政策課	1	0	1
31	生活支援課	1	0	1
32	長寿支援課	1	0	1

33	障害者支援課	0	1	1
34	保険年金課	1	0	1
35	介護保険課	1	0	1
36	子育て政策課	1	0	1
37	幼児保育課	1	0	1
38	こども家庭支援課	1	0	1
39	地域医療課	1	0	1
40	生活衛生課	1	0	1
41	試験検査課	1	0	1
42	健康推進課	1	0	1
43	動物愛護管理センター	1	0	1
44	豊田中央病院	1	0	1
45	環境政策課	1	0	1
46	廃棄物対策課	1	0	1
47	クリーン推進課	1	0	1
48	環境施設課	1	0	1
49	産業振興課	0	1	1
50	産業立地・就業支援課	1	0	1
51	農業振興課	1	0	1
52	水産振興課	1	0	1
53	農林水産整備課	1	0	1
54	市場流通課	1	0	1
55	観光政策課	1	0	1
56	観光施設課	1	0	1
57	スポーツ振興課	1	0	1
58	文化振興課	1	0	1
59	道路河川建設課	1	0	1
60	道路河川管理課	0	1	1
61	住宅政策課	1	0	1
62	公共建築課	1	0	1
63	都市計画課	1	0	1
64	交通対策課	1	0	1
65	市街地開発課	1	0	1
66	公園緑地課	1	0	1
67	建築指導課	1	0	1
68	港湾局経営課	1	0	1
69	港湾局振興課	1	0	1
70	港湾局施設課	1	0	1
71	菊川総合支所地域政策課	1	0	1
72	菊川総合支所市民生活課	1	0	1
73	菊川総合支所建設農林課	1	0	1

74	豊田総合支所地域政策課	1	0	1
75	豊田総合支所市民生活課	1	0	1
76	豊田総合支所建設農林課	1	0	1
77	豊浦総合支所地域政策課	1	0	1
78	豊浦総合支所市民生活課	1	0	1
79	豊浦総合支所建設農林水産課	1	0	1
80	豊浦総合支所下関北部建設事務所	1	0	1
81	豊北総合支所地域政策課	1	0	1
82	豊北総合支所市民生活課	1	0	1
83	豊北総合支所建設農林水産課	1	0	1
84	出納室	0	1	1
85	選挙管理委員会事務局	0	1	1
86	監査委員事務局	1	0	1
87	農業委員会事務局	1	0	1
88	教育政策課	1	0	1
89	学校教育課	1	0	1
90	教育研修課	1	0	1
91	学校支援課	1	0	1
92	学校保健給食課	1	0	1
93	生涯学習課	1	0	1
94	文化財保護課	1	0	1
95	菊川教育支所	0	1	1
96	豊田教育支所	1	0	1
97	豊浦教育支所	1	0	1
98	豊北教育支所	1	0	1
99	中央図書館	1	0	1
100	下関市立美術館	1	0	1
101	歴史博物館	1	0	1
102	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	1	0	1
103	下関商業高等学校	1	0	1
104	消防局総務課	0	1	1
105	消防局警防課	0	1	1
106	消防局予防課	0	1	1
107	消防局情報指令課	1	0	1
108	中央消防署	1	0	1
109	東消防署	1	0	1
110	西消防署	1	0	1
111	北消防署	1	0	1
112	消防局豊浦西消防署	1	0	1
113	消防局豊浦東消防署	1	0	1
114	上下水道局企画総務課	1	0	1

115	上下水道局経営管理課	1	0	1
116	上下水道局お客さまサービス課	1	0	1
117	上下水道局給水課	1	0	1
118	上下水道局上水工務課	1	0	1
119	上下水道局浄水課	1	0	1
120	上下水道局水質管理センター	1	0	1
121	上下水道局北部事務所	1	0	1
122	上下水道局下水道整備課	1	0	1
123	上下水道局下水道施設課	1	0	1
124	ボートレース事業課	1	0	1
合計		115	9	124

#### 総論4【意見】情報政策課による情報セキュリティ監査について

情報政策課による情報セキュリティ監査については、監査対象数を増やすことや外部監査の実施が検討されるべきである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第9\_\_評価等\_\_1\_\_監査として、毎年度及び必要に応じて、監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）を実施するものとされている。

なお、総務省は「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（令和5年3月版）」を策定している（以下「情報セキュリティ監査ガイドライン」という。）。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000873099.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000873099.pdf)

下関市における令和3年度及び令和4年度の情報セキュリティ監査の監査報告書を確認したところ、次の通り実施されていることが確認された（令和5年度は令和6年1月以降3月末までに実施）。

年度	被監査部門	フォローアップ被監査部門
令和3年度	2部門 ・公園緑地課 ・文化振興課	3部門 ・ボートレース事業課 ・（教育委員会）歴史博物館 ・文化振興課
令和4年度	3部門 ・豊浦教育支所 ・上水工務課 ・（教育委員会）中央図書館	1部門 ・公園緑地課

※フォローアップ被監査部門は、前年度被監査部門において指摘事項等があった部門の改善状況を確認するために実施されている。

上記情報セキュリティ監査における指摘事項の内容及び件数は、次の通りであった。

指摘事項	件数
執務室等への部外者の立ち入りについて、入退室管理簿で管理されていなかった	4件
未申請のソフトウェアがインストールされていた	2件
インターネット系端末と内部情報系端末との間でデータの受け渡しを行う際に、暗号化機能のない外部記録媒体を使用していた	1件

周辺機器ソフトウェア管理台帳に管理すべき原課調達のソフトウェアが記載されていなかった	1件
サポートが終了したソフトウェアがインストールされていた	3件
所有しているUSBメモリー等の外部記録媒体について、外部記録媒体管理台帳が整備されていなかった	2件
「非常勤職員等に係る情報システム利用同意書」の提出がなされていなかった	3件
周辺機器ソフトウェア管理台帳が整備されていなかった	2件
ID・パスワードが書かれたメモが貼られていた	1件

情報セキュリティ監査の監査報告書を確認したところ、指摘事項（改善を要すると判断した事項）が複数あり、情報セキュリティ監査の有用性が改めて確認できた。もっとも、被監査部門数は人的問題も影響しているため、2、3部門と極めて少なく、部局によっては長期間システム監査を受けることがない状況になりうると思料された。

また、情報セキュリティ監査ガイドラインによれば「地方公共団体の業務は公共性が高く、住民の権利等を守るという目的があることから、内部監査に加え、外部監査を行うことが望ましい（1.3(2)）」と指摘されている通り、外部監査の実施が検討されるべきである。

#### 総論5【意見】情報セキュリティ監査の選定について

情報セキュリティ監査の選定にあたっては、事前調査や毎年度実施されている自己点検結果などから監査対象の選定について工夫されるべきである。

実効的な監査を行うため、広く事前調査（例えば、本包括外部監査で行った原課調達のソフト・ハードの調査）を行ったり、各部門で実施されている自己点検結果などを確認したりするなど、事前に問題がある可能性がある被監査部門の選定がなされるべきである。

#### 総論6【意見】情報セキュリティ監査において指摘された事項について

情報セキュリティ監査において指摘された点については、被監査部門以外に対しても積極的に情報提供するとともに、同種事案がないか確認されるべきである。

情報セキュリティ監査において指摘される事項は、情報セキュリティ対策基準違反など職員等のセキュリティ意識の低さに起因しているものが散見され、同様の指摘が複数の被監査部門で確認されている。また、本包括外部監査においても、情報セキュリティ監査でも繰り返し指摘事項となっている開発元のサポートが終了したソフトウェア（OS含む。）を使用している点やID・パスワードのメモが貼られている点など以前より指摘されていた問題が多数確認されている。

そのため、情報セキュリティ監査において指摘された点については、積極的に被監査部門以外にも情報提供され、自主的な改善を促すとともに、必要に応じて、被監査部門以外において当該問題がないかどうか確認する必要がある（下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第9\_\_評価等\_\_1\_\_（7）参照）。

#### 総論7【意見】情報セキュリティ監査結果について

情報セキュリティ監査結果の公開が検討されるべきである。

情報セキュリティ監査ガイドライン2.2.6では、「情報セキュリティ監査の結果について、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点から積極的に公開する

ことが望まれる」とされており、情報セキュリティ監査結果の公開が検討されるべきである。

なお、情報セキュリティ監査結果には、情報システム等の脆弱性に関する情報が含まれており、全てを公開することが適当ではない場合もあろうが、情報セキュリティ監査ガイドラインにおいても一律に非公開とすることは適当ではないとされていることにも留意すべきである（まずは一部非公開が検討されるべきである。）。

#### **総論 8 【意見】 インターネット系パソコンの配備について**

**インターネット系パソコンについて継続利用の必要性の可否と追加配置については費用対効果から検討すべきである。**

従前、L GWAN 接続系という独自の自治体間ネットワークのみに接続でき、外部のインターネット接続ができないため、各課にインターネット接続用のパソコンが配置されていたが、ダブルブラウザ（クライアント仮想化の画面転送の仕組みにより、仮想環境上に用意したブラウザから安全にインターネットを利用させる）の導入により、インターネット系パソコンの必要性がなくなっている部署があった。（豊浦総合支所）

一方、3 S パソコンのサーバーのデータ領域は、課ごとに割り当てが決まっておりデータ保存上不足するなどの理由で追加配備を必要とする部署もある。

具体的な必要性が認められないパソコンを配備することは、費用対効果から疑問がある一方、追加で必要とされる部署への追加配備についても費用対効果から検討されるべきである。

#### 4 監査の結果及び意見（個別事案）

個別事案に関する監査の結果及び意見は、個別事案ごとに以下の構成の表と【指摘又は意見】で記載している。

分類	分類の説明・用語説明
(1) LGWAN接続 (3Sパソコン)	LGWAN 接続系（3Sパソコン） 下関市ではLGWAN接続系で使用するパソコンとインターネット接続系パソコンで使用するパソコンを合わせて3Sパソコンと呼んでいる。
(2) インターネット 接続系とUSBメモ リー	インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
(3) マイナンバー利 用事務系等パソコン 及びソフトウェア	マイナンバー利用事務系においては、住民情報の流失を防ぐ必要があることから、他の領域の(1) LGWAN接続系及び(2) インターネット接続系との通信をできないようにしなければならない。そのためパソコン端末（ハードウェア）とソフトウェアの取り扱いについて調査した。
(4) 課独自のハード ウェア・ソフトウェア 等	上記(1) LGWAN接続系 (2) インターネット接続系(3) マイナンバー利用事務系以外で、部局課が、独自又は追加で購入・リースしているハードウェア・ソフトウェア等
(5) 情報セキュリ ティの研修の参加者	情報政策課が行う情報セキュリティの研修は、2種類ありオンライン型のリモートラーニングと参加型の集合研修がある。これらの参加状況について調査した。 ・情報セキュリティ研修Ⅰ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による「令和4年度リモートラーニングによる情報セキュリティ研修」を利用して実施 ・情報セキュリティ研修Ⅱ 外部講師による集合研修を実施  また、情報セキュリティの研修の他、情報政策課が行う情報セキュリティセルフチェックについても、調査した。
(6) その他、ロゴ チャット登録申請（個 人のスマートフォン） 等	ロゴチャット（*）登録申請（個人のスマートフォン）等 ここでは、個人のスマートフォン等にロゴチャット登録申請されている職員について調査したものである。

（用語説明）

\*ロゴチャット：(LoGo チャット) 下関市 LoGo チャット運用ガイドライン（令和5年4月）より一部引用・抜粋

ロゴチャット（LoGo チャット）は、株式会社トラストバンク社がLGWAN-ASPサービスとして提供している自治体専用のビジネスチャットツールである。

LoGo チャットは、LGWANとインターネットで使える自治体向けビジネスチャットツールである。

すなわち、通常はスマートフォンなどのインターネットからLGWANに接続できないが、LoGoチャットは、LGWAN-ASP経由で、LGWANに接続できるサービスである。

自治体の業務環境であるLGWAN環境に特化したクラウド型ビジネスチャットであり、セキュアなチャットツールを簡単に導入でき、また、LGWAN-インターネット間の通信には、自治体情報システム強靱性向上モデルに則したネットワーク構成でシステムが構築されているため、安全・安心に利用することが可能となっている。

・・・(途中省略)・・・

#### LoGoチャット運用要領

職員が参照する事項及び遵守すべき事項を定めたもの。

##### (1) 利用用途

職員間のコミュニケーション活性化のため、公用私用問わず利用できるものとしている。

##### (2) チャットの優先利用

簡単な事務連絡は、電話やメールに優先しLoGoチャットを利用してください。管理職の職員においては、率先して活用をお願いします。

##### (3) 連絡事務の省力化

本市職員間においては、定型の挨拶文※は省略のうえ、用件のみ伝えることとし、連絡事務の省力化に努めてください。また、挨拶、お礼、返事等のみの場合は、スタンプを積極的に活用してください。

・・・(途中省略)・・・

##### (11) LINE サービス等 SNS の私用アカウントの業務利用の禁止

情報政策課の説明によると、セキュリティが担保されていないSNS（LINE等）を使用することを禁じているためLoGoチャットを導入したとしている。

<総合政策部広報戦略課>

令和5年9月19日（現地往査を行った日 以下同様）

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	職員7名、7台（全員配置） 会計年度任用職員2名、3台計10台 * LGWAN（3Sパソコン）ネットワークのパソコンは、情報政策課が、内部情報系パソコンとして毎年、リース購入し、各部署課に、配布している。
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン2台 USBメモリー5個使用 受払簿作成
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	課独自リースは以下のものである。 ・ZOOM 他使用タブレット1台（iPad 第6世代 Apple） ・広報業務用パソコン4台
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	情報政策課が行っており、セルフチェックは全員年1回受けている。
(6) その他、ログチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	事前に所属長の許可を得た上で私有物のパソコンを使用している。 これは、下関市行政情報セキュリティポリシーの例外規定となっている。

**【指摘又は意見】**

**1 【意見】 私有物のパソコン等、モバイル端末の業務使用について**

事前に所属長の許可を得た上で私有物のパソコンを業務で使用していた。これは、下関市行政情報セキュリティポリシーの例外規定となっており手続上は問題ない。

ただ、私有物のパソコンの使用は、あくまで下関市行政情報セキュリティポリシーの例外規定であり、下関市（三段構えによる）自治体の情報システムからの離脱ともいえる。

私有物のパソコン、モバイル端末の業務使用が長期に及ぶ場合には、部・課として予算計上し、購入またはリース使用を検討し、或いは情報政策課にインターネットパソコン等（3Sパソコン）の追加設置の申請の検討を行うべきである。

＜教育部教育研修課及び学校支援課＞

令和5年9月20日

分類	概ねの内容
(1) L G W A N 接 続系（3 S パソ コン）	＜教育研修課＞ 職員 12 台（全員配置） ＜学校支援課＞ 職員 13 台（全員配置）
(2) インターネッ ト接続系と U S B メモリー	＜教育研修課＞ インターネットパソコン 1 台 U S B メモリー使用 受払簿作成 ＜学校支援課＞ インターネットパソコン 1 台 U S B メモリー使用 受払簿作成
(3) マイナンバー 利用事務系等パソ コン及びソフト ウェア	なし
(4) 課独自のハー ドウェア・ソフト ウェア等	＜教育研修課＞ ・パソコン 7 台（持ち出し用、研修用） ・タブレット 11 台（持ち出し用） ＜学校支援課＞ ・サーバー（教育ネットワーク） ・タブレット 1 万 9, 583 台 （小中学校 i P a d 1 万 8, 987 台 + 36 台、 各小学校 i P a d 204 台 + 136 台、各中学校 40 + 180 台） ・電子黒板 670 台 ・公務用パソコン 2, 280 台 （408 台 + 335 台 + 354 台 + 8 台 + 360 台 + 206 台 + 152 台 + 52 台 + 242 台 + 163 台）
(5) 情報セキュリ ティの研修の参加 者	聴取せず。
(6) その他、ロゴ チャット登録申請 （個人のスマート フォン）等	聴取せず。

【指摘又は意見】

【教育研修課】

2（共通）【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows7）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

原課で調達されたパソコンの一部のOSがWindows7のままであった。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6\_\_4\_\_(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサ

ポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。

当該パソコンは、利用頻度が低いという説明があったが、当該パソコン内には多数のデータファイルが残存しており、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1\_\_（7）に従った適切な廃棄を行う必要がある。

### 3【指摘】機密性の高いファイルについて

**機密性（情報が権限のない第三者に漏洩しないよう保護すること）の高いファイルについては、保管方法を改めるべきである。**

教育相談支援を行っている児童に関するファイルが持ち出し用パソコンのデスクトップ上のフォルダに保管されていた（パスワードロックなし）。当該ファイルは、当該児童のセンシティブ情報であり、機密性の高い情報であることは明らかである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第5\_\_1\_\_キ\_\_机上の端末等の管理「文書等の容易に閲覧されない場所への保管」に違反する。ファイルの保管場所の改善（デスクトップ上に安易に保存しない）、ファイルのパスワードロックなど保管方法を抜本的に見直すべきである。

### 4（共通）【指摘】ウィルス対策ソフトの導入について

原課で調達されたパソコンについて、ウィルス対策ソフトが確認できなかった。下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6\_\_4\_\_（1）ク「不正プログラムの感染又は侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない」。

### 5【意見】原課調達パソコンの使用目的、有効性について

**原課で調達するパソコンについて、使用用途に適合した適切な調達がなされるべきである。**

原課で調達するパソコンについては、各課の判断による購入がなされている。しかし、購入されたパソコンの中には、使用目的に合ったシステムパフォーマンスを満たさないものがあり、活用されていないもの状況のものであった（監査時にも立ち上げができなかった）。有効性や効率性から問題があると言わざるを得ないものがあった。

原課でのパソコン調達にあたっては、使用目的、利用計画を明確に立てた上、適合した機器を導入する必要がある。

### 【学校支援課】

### 6【指摘】電子黒板の備品管理について

**教育センターの電子黒板の備品管理を徹底すべきである。**

教育センター内の電子黒板については、3万円以上するものであり、備品整理票の貼付が確認できなかった（下関市会計規則第109条第1項及び第同条第2項本文参照）。

電子黒板にも導入当初は貼付されていたと考えるが、日々の使用によって剥がれてしまったものと思われる。備品管理を徹底すべきであり漏れのないようにされたい。

<下関市立歴史博物館>

令和5年9月21日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	職員7台（全員配置） 会計年度任用職員3台、計10台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン1台 USBメモリー1個使用 受払簿作成
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	情報検索サービス（下関市立歴史博物館アーカイブス）（サーバー1台、パソコン4台）
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	聴取せず。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	聴取せず。

**【指摘又は意見】**

**2（共通）【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて**

開発元のサポート期間が終了しているOS（Windows7、8）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

原課で調達されたパソコンの一部のOSがWindows7及びWindows8であった。

下関市行政情報セキュリティポリシー「情報セキュリティ対策基準」第6\_4\_(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。

当該パソコンは、情報検索サービス（下関市立歴史博物館アーカイブス）が故障中のため利用されていないとの説明があったが、当該パソコン内には多数のデータファイルが残存しており、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準「第4\_1\_(7)」に従った適切な廃棄を行う必要がある。

**7【意見】 下関市立歴史博物館アーカイブス導入の有効性について**

情報検索サービス（下関市立歴史博物館アーカイブス）の導入の有効性について、適切なものであったか検証がなされていない。

開館時に設置され、同施設のリーフレット内にも記載がある情報検索サービス（下関市立歴史博物館アーカイブス）が故障中であり、利用できない状況であった（多額の修理費用がかかるため、復旧の見込みがないとのこと）。高額なシステムであったにもかかわらず、開館より7年（6年目で故障）しか経過しておらず、システムの調達について、問題があった可能性があると言わざるを得ない。

## 8【意見】機器の保守管理の随意契約について

機器の保守管理について、安易な随意契約をすることなく、一般競争入札を検討すべきである。やむを得ず随意契約が選択される場合も、当該検証が可能な記録を残すべきである。

機器の保守管理について、納入業者による保守が随意契約によりなされていたが、監査時に保守に関する報告書を確認したところ、汎用的なプロジェクターの点検・修理など納入業者による保守が必須となる内容とは認められなかった。

納入業者がそのまま保守を行うことは本来的には効率が良いはずであり、費用も安価である。もっとも、納入業者＝保守業者ということが当然になれば、本来は調達にかかる費用を保守に上乗せしておくことにより、当初の入札価格を低く抑えることも可能となってしまう。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質及び目的が競争入札に適しないものをするとき」という例外的なものであることを再確認するとともに、やむを得ず随意契約による場合にあっては、下関市随意契約ガイドラインに従った慎重な検討（著作権など排他的権利に該当する場合や密接不可分の関係にある場合でもその具体的内容を明示する。）をすることが求められる。

<下関市立考古博物館>

令和5年9月25日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	職員12台（全員配置） 会計年度任用職員3台、計15台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	・インターネットパソコン1台（文化財保護課管理） ・USBメモリーは、受払簿作成しており、ID、PW（パスワード）が必要である。USBメモリーは、外部の講習会などで外部のパソコンにつなげることがある。
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	①パソコン 4台（リース） ②タブレット 1台（リース） ③パソコン 12台（購入）
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	聴取せず。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	聴取せず。

## 【指摘又は意見】

### 2 (共通) 【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポートが終了したOS (Windows7) を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6\_\_4\_\_

(1) キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。

当該パソコンは、インターネットに接続しない入力用の予備という説明があったが、当該パソコン内には多数のデータファイルが残存しており、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1\_\_ (7) に従った適切な廃棄を行う必要がある。

### 4 (共通) 【指摘】 ウィルス対策ソフトの導入について

原課で調達されたパソコンについて、OS 付属ソフト (Windows ディフェンダー (Defender)) 以外のウィルス対策ソフトが確認できなかった。他のウィルス対策ソフトを導入も検討すべきである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6\_\_4\_\_

(1) ク「不正プログラムの感染又は侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない」に違反するものではない。Windows ディフェンダーのブロック・検知機能は高い評価を得ていることは確かである。

しかし、総務省「国民のためのサイバーセキュリティサイト」の「ウィルス対策ソフト」の記述の後半では、「しかし、ウィルス対策ソフトを導入すれば対策が万全ということではありません。ウィルスも日々進化しており・・・」としている。

取り扱う情報の機密性や使用用途等を勘案のうえ、セキュリティレベルを検討し、Windows ディフェンダーのみのウィルス対策について検証を行い、問題がある場合には、OS 付属ソフト以外のウィルス対策ソフトの導入を検討すべきである。

### 9 【指摘】 電子機器の備品管理について

備品台帳に記載のないモニター1台が確認された、備品整理票も確認できなかった備品管理を徹底すべきである (下関市会計規則第109条第1項及び同条第2項本文参照)。

寄付による取得であったため備品管理から漏れていたものと思われる (現行3万円基準)。備品管理から漏れやすい類型を共有するとともに、備品管理を徹底すべきである。

### 10 【意見】 ホームページの保守の随意契約について

ホームページの保守について、納入業者との随意契約によって保守契約がなされていた。例外的な随意契約が相当であるか検討が必要である。

保守契約についても、特段指摘すべき点はなかったが、一般競争入札による契約を検討すべきである。

納入業者がそのまま保守を行うことは、本来的には効率が良いはずであり、安価な費用に収まる可能性が高い。もっとも、「納入業者=保守業者」ということが当然になれば、本来は調達にかかる費用を保守契約に上乘せして、調達時の入札を行うということも可能となり、競争原理が適切に働かないリスクも生じる。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質及び目的が競争入札に適しないものをするとき」という例外的なものであることを再確認するとともに、やむを得ず随意契約による場合にあっては、下関市随意契約ガイドラインに従った慎重な検討（著作権など排他的権利に該当する場合や密接不可分の関係にある場合でもその具体的内容を明示する。）をすることが求められる。

<環境部（環境施設課、奥山工場を含む。）>

令和5年9月26日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	<環境施設課> 職員10台 会計年度任用職員2台、計12台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン1台
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	クリーンセンター響（計量システム1台）、彦島工場（中央監視システム2台、監視カメラ用1台、計量システム1台）、豊北中継貯留槽（計量システム1台）、奥山工場180t炉（中央制御システム9台、クレーン2台）、奥山工場170t炉（中央制御システム4台）、奥山工場（監視カメラ用1台）
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	聴取せず。
(6) その他、ログチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	聴取せず。

### 【指摘又は意見】

#### 2（共通）【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows2000、Windows XP、Windows7、Windows8）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6\_\_4\_\_（1）キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1\_\_（7）に従った適切な廃棄を行う必要がある。

（廃棄物対策課）

廃棄物対策課のパソコンは、インターネットに接続しない研修用という説明があったが、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。または廃棄を含めた対応をすべきである。

なお、廃棄物対策課には直接往査はしておらず、監査資料に基づいて、環境施設課等を通じて質問等をしたのみである。

(奥山工場)

中央制御室等、パソコンの一部のOSがWindows7等のままであった。

焼却炉稼働のためのいわゆる産業用パソコンであり、インターネット接続はないという説明があったが、多数のOSがサポートを終了し、業者からもシステム更新に向けた提案があるとのことであり、早急に改善を検討すべきである。

### 1.1 【意見】NAS（ネットワークHDD）の更新時期について

NAS（ネットワークHDD）については、導入より5年が経過しており、機器の更新やバックアップについて検討すべきである。

NAS（ネットワークHDD）については、5年から10年と言われており、突然の故障に備えて機器の更新を検討するほか、バックアップについて具体的な措置を検討すべきである。

<教育委員会中央図書館>

令和5年9月28日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN 接続系（3Sパ ソコン）	職員5名 会計年度任用職員64名、計69名 職員5台 会計年度任用職員12台、計17台
(2) インター ネット接続系と USBメモリー	インターネットパソコンは1台（情報政策課から配備されて いるもの） 貸与USBメモリーは、受払簿作成
(3) マイナン バー利用事務系 等パソコン及び ソフトウェア	なし
(4) 課独自の ハードウェア・ ソフトウェア等	下記の「*中央図書館のハードウェア・ソフトウェア」 に記載。 ①図書館システム 2021年4月開始 このシステムでは、利用者が、自宅のパソコンで本を検索す ることができる。 ・移動図書館 車は1台で26ヶ所を二週間に1回順番に回っている。（公 民館、市営住宅、県営住宅等）、検索及び返却を行う。 ②自動化書庫システム 2016年5月開始 本は、コンテナにより管理されている。4F、5Fで検索すると、 コンテナが出てくる。そのコンテナの中から職員が本を取り出す。 ・令和5年10月3日より電子図書館を始めた。 ・私有パソコンの業務利用はない。
(5) 情報セキュ リティの研修の 参加者	・情報セキュリティ研修 毎年度、全員参加している。（職員、会計年度任用職員共に）

	4種類あり、毎年各コースを選択するようにしている。終了時には、修了証書がある。 ・職員及び会計年度任用職員を対象にセルフチェックを年1回行っている。(情報システムを触る職員は全員)
(6) その他、ロゴチャット登録申請(個人のスマートフォン)等	・スマートフォンにはロゴチャットの登録申請を誰もしていない。

\*中央図書館のハードウェア・ソフトウェア

設置場所(施設名称)	利用台数	システム名称(ソフトウェア)	有形資産(ハードウェア)	メーカー名	OS(オペレーションシステム)	インターネット接続の有無	所有区分	取得日/リース又はサービス開始日	契約期間	利用状況
下関市立図書館7館、移動図書館	61	図書館システム	デスクトップパソコン	富士通	Windows10Pro	有	リース	2021年4月1日	5年	常時利用
下関市立図書館7館、移動図書館	33	図書館システム	ノートパソコン	富士通	Windows10Pro	有	リース	2021年4月1日	5年	常時利用
下関市立図書館7館、移動図書館	25	図書館システム	タッチパネルディスプレイ	富士通	-	-	リース	2021年4月1日	5年	常時利用
下関市立図書館7館、移動図書館	11	図書館システム	ページプリンタ	富士通	-	-	リース	2021年4月1日	5年	常時利用
下関市立図書館7館、移動図書館	69	図書館システム	レシートプリンター	EPSON	-	-	リース	2021年4月1日	5年	常時利用
下関市立図書館7館、移動図書館	28	図書館システム	ラベルプリンター	EPSON	-	-	リース	2021年4月1日	5年	常時利用
下関市立図書館7館、移動図書館	7	図書館システム	インクジェット複合機	EPSON	-	-	リース	2021年4月1日	5年	常時利用
中央図書館	1	自動化書庫システム	サーバー機	NEC	Windows Server2012	無	自己所有	2016年5月20日		常時利用
中央図書館	2	自動化書庫システム	デスクトップパソコン	NEC	Windows8	無	自己所有	2016年5月20日		常時利用
中央図書館	2	自動化書庫システム	タッチパネルディスプレイ		-	-	自己所有	2016年5月20日		常時利用
中央図書館	1	自動化書庫システム	ページプリンタ	NEC	-	-	自己所有	2016年5月20日		常時利用
中央図書館	2	自動化書庫システム	レシートプリンタ	ナダ電子	-	-	自己所有	2016年5月20日		常時利用

【指摘又は意見】

2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了したOS(Windows8)を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

自動化書庫システムではデスクトップパソコン2台を2016年5月に取得しているが、OS(Windows8)は開発元のサポート期間が終了している。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_情報セキュリティ対策基準第6\_4\_

(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_第4\_1\_(7)に従った適切な廃棄を行う必要がある。

## 1 2 【意見】 図書館システムで更新の切れた登録証について

図書館システムの登録証は3年更新となっており、期限の切れた登録者の情報もそのまま保存しているとのことであるが、個人情報が含まれているため一定期間（例えば期限切れ後10年等）を定め、これを経過した個人情報は廃棄することが必要である。

図書の貸し出しには、登録証が必要である。

登録証は住基システムには繋がっていない。そのため登録に際しては、申込書に氏名、住所、生年月日、連絡先（メールアドレス、携帯番号等）を記載し、免許証、保険証、学生証等で確認できるものが必要である。

現在、3万人弱の登録があり、そのうち下関市民は2万6千～2万7千人となっている。北九州市民も、下関市で登録することができる（北九州市民が下関市で本を借りる場合は、下関市でも登録が必要になる。）。

登録証は、3年更新となっている。登録のデータは、システムの機器の貸借契約の相手先の富士通 JAPAN のサーバーに保存されているとのことである。サーバーの料金は、リース料に含むということである。

<議会事務局議事課>

令和5年9月29日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	職員7台（全員配置）
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン2台 USBメモリー使用（原課調達） 受払簿作成
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	議事課所有パソコン：1台 ・サーバー：1台 （庶務課及び議事課で共有、議員の登退庁の表示のシステム） ・タブレット：8台（リース6台、購入2台）
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	必要に応じて受講している。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	ロゴチャットは、職員全員が私的スマートフォンで使用できるようになっている。

### 【指摘又は意見】

## 2（共通）【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows7）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準第6\_\_4\_\_(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1(7)に従った適切な廃棄を行う必要がある。

### 13【指摘】サーバーの外部記録媒体であるSDカードについて

原課で調達・運用されているサーバーの外部記録媒体であるSDカードについて、USBメモリと受け払いと同様に、適切な管理をすべきである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_実施手順書「(外部記録媒体の管理) 情報セキュリティ管理者は、所管する課所等で使用する外部記録媒体のうち、データ受け渡し等に繰り返し使用するものについて、外部記録媒体管理台帳(様式第7号)を備え、適切に管理しなければならない。」に違反するものである。受払の台帳を整備するなど適切な管理を行う必要がある。

<菊川総合支所>

令和5年9月22日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系(3Sパソコン)	<p>&lt;建設農林課&gt; 14台(職員数分)</p> <p>&lt;市民生活課&gt; 15台(会計年度任用職員を除く職員数分)</p> <p>&lt;地域政策課&gt; 13台+公印管理用1台+オンライン会議用1台</p> <p>基本的に、システムは本庁が管理しており、総合支所はその端末があるのみで、その端末で業務を行っている。</p>
(2) インターネット接続系とUSBメモリ	<p>&lt;建設農林課・市民生活課・地域政策課&gt;</p> <p>インターネットパソコンは各課に1台ずつ、USBメモリは各課1個、受け払簿作成している。</p> <p>・USBメモリについては、各課で必要なインターネットダウンロード、データの移動等業務で使用している。</p>
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	<p>市民生活課で5台使用。5名がマイナンバーの事務に係わっている。</p> <p>ログインは、静脈認証で行われ、どの職員がいつからいつまでログインしていたか分かるようになっている。本庁でログイン履歴が検索できるようになっており、リアルタイムで監視しているかは支所では分からない。</p> <p>(市民国保係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍、住民票、印鑑登録、外国人住民、住居表示、マイナンバーの登録も行っている。</li> <li>・マイナンバーカード・・・端末、住民基本台帳のシステム</li> <li>・戸籍統合システム・・・端末2台</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム・・・端末3台</li> </ul>

<p>(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等</p>	<p>&lt;建設農林課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査システム</li> <li>・菊川町広域監視総合監視システム（真空ステーション及び真空弁）</li> </ul> <p>荏原製作所が設計したシステムで、農業集落排水事業特別会計のシステム。ポンプ等の設備の故障を検知し警報を出す。（通報のシステム）合併前から使用しており、OSはWindows XPであり、システムを更新しない限りOSパソコン）も変わらない。</p> <p>浄化センターの故障時には、支所のパソコンに情報が届くと同時に携帯にもそのデータが届くようになっている。電話回線で繋がっているとのこと。モニターで見るのみで操作は出来ない。</p>
<p>(5) 情報セキュリティの研修の参加者</p>	<p>本庁研修は係長以上参加</p>
<p>(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等</p>	<p>ロゴチャットは、職員3名が登録申請している。</p>

○下関市は、平成17年（2005年）2月13日に、旧下関市と旧豊浦郡4町（菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町）とが新設合併の方式により合併し、同年10月に中核市に移行している。

**【指摘又は意見】**

**2（共通）【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて**

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows7）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

菊川総合支所では独自のシステムが2つあり、これらは完全に独立しており外部のインターネットとは繋がっていない。

しかし、独自のシステムのうち真空ステーションは、平成17年2月に実施された旧下関市と旧豊浦郡4町の市町村合併よりも前から継続して使用されているシステムであり、OSは開発元のサポートが終了しているWindows XPが使用されていた。

ここで、下関市行政情報セキュリティポリシーの「情報セキュリティ対策基準 第6. 技術的セキュリティ 4不正プログラム対策 (1) 統括情報セキュリティ責任者補佐官等の措置事項 キ」において、「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」と記載されている。

下関市行政情報セキュリティポリシーにおいて定められている事項に沿って、OSを開発元のサポートが終了していない最新のものへバージョンアップするか最新のOSを利用しているシステムへの移行を計画し、実施していくべきである。

<豊浦総合支所>

令和5年10月3日

分類	概ねの内容
(1) L G W A N ネットワーク(3Sパ ソコン)	<p>&lt;地域政策課&gt; 職員 14 台 (全員配置)</p> <p>&lt;市民生活課&gt; 職員 21 台 会計年度任用職員 7 台、計 28 台</p> <p>&lt;建設農林水産課&gt; 職員 14 台</p> <p>&lt;下関北部建設事務所&gt; 職員 11 台</p>
(2) インターネッ ト接続系とU S B メモリー	<p>&lt;地域政策課&gt; インターネットパソコン 1 台、U S Bメモリー5 個</p> <p>&lt;市民生活課&gt; インターネットパソコン 1 台</p> <p>&lt;建設農林水産課&gt; インターネットパソコン 1 台</p> <p>&lt;下関北部建設事務所&gt; インターネットパソコン 2 台、U S Bメモリー2 個 (入札情報管理)</p>
(3) マイナンバー 利用事務系等パソ コン及びソフト ウェア	<p>&lt;市民生活課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワーク統合システム端末 3 台</li> <li>・戸籍端末 3 台</li> <li>・国保システム端末 3 台</li> <li>・債権管理端末 2 台、</li> <li>・後期高齢者医療端末 1 台、山口県後期高齢者端末 1 台</li> </ul>
(4) 課独自のハー ドウェア・ソフト ウェア等	<p>&lt;地域政策課&gt;なし</p> <p>&lt;市民生活課&gt;なし</p> <p>&lt;建設農林水産課&gt; 外付けHDD4 台</p> <p>&lt;下関北部建設事務所&gt;なし</p>
(5) 情報セキュリ ティの研修の参加 者	<p>参加者を募り受講している。</p>
(6) その他、ロゴ チャット登録申請 (個人のスマート フォン) 等	<p>&lt;地域政策課・建設農林水産課&gt;</p> <p>課として、個人のスマートフォンのロゴチャットの申請は、 推奨している。</p> <p>特に、令和5年7月1日からの大雨災害時に利用活躍した。</p> <p>&lt;下関北部建設事務所&gt;</p> <p>ロゴチャットは、個人のスマートフォンのロゴチャットの申 請はしていない。緊急時の利用はないため。</p>

**【指摘又は意見】**

**1 4 【指摘】 使用中止している古いパソコンについて**

開発元のサポート期間が終了し、使用中止している古いパソコンについて、廃棄を含め早急に措置を行うべきである。

使用が終了するパソコンについて、入替え前に廃棄に関する調整を行うべきである。また、何らの事情で一時保管せざるを得ない場合であっても施錠管理等の物理的措置が取られるべきである。

テレビ会議室に、使用が終了していたパソコン（「旧道路台帳システム」と記載されたデスクトップパソコン）が保管されていた。

使用を終えたパソコンについては、パソコン自体の盗難、紛失を防ぐとともに、パソコン内の情報流失等のリスクを避けるために、下関市行政情報セキュリティポリシー—情報セキュリティ対策基準\_第4\_1\_(7)に従い、遅滞なく廃棄を行う必要がある。

担当課によれば、システムを導入した建設部道路河川管理課の指示を受けた上で行うため、現在は指示があるまでの間、テレビ会議室に一時保管しているとのことであった。しかしながら、本来は使用を終える前に廃棄に関する調整を行うとともに、廃棄までは、施錠された場所等で保管するなど適切な管理をすべきである。（下関市行政情報セキュリティポリシー—情報セキュリティ対策基準\_第4\_4\_ア）。

**総論 8 【意見】（インターネット系パソコンの配備について）**

豊浦総合支所に関連するため総論 8 に記載した。

<豊北総合支所>

令和 5 年 10 月 4 日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN 接続系（3 S パソコン）	<p>&lt;地域政策課&gt; 職員 16 名・・・3 S パソコン 16 台 会計年度任用職員 3 名 3 S パソコン 3 台（防災 2、地域 1） ・ 3 S パソコンでリース契約終了のパソコン ・・・6 台 日報作成用に使用（豊北町内各支所） ・・・1 台 角島自然館 これら 7 台は、ネットワークにはつながっていない。</p> <p>&lt;建設農林水産課&gt; 職員 16 名・・・3 S パソコン 16 台 会計年度任用職員 3 名・・・3 S パソコン 3 台、計 19 台</p> <p>&lt;市民生活課&gt; 職員 19 名・・・3 S パソコン 19 台 会計年度任用職員 6 名・・・6 台、計 25 台 （課の名称で IP アドレスを取っている。）</p>
(2) インターネットパソコン USB メモリー	<p>&lt;地域政策課&gt; インターネットパソコン・・・1 台 他に運動公園に 1 台、施設の予約用</p> <p>&lt;建設農林水産課&gt; インターネットパソコン・・・1 台</p> <p>&lt;市民生活課&gt; インターネットパソコン・・・1 台 USB メモリー（貸与）・・・8 個 受払簿作成</p>

	<p>総合支所では部署の改編（統廃合）があり、古い部署のUSBメモリーが残っている可能性がある。</p>
<p>(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア</p>	<p>&lt;市民生活課&gt; (市民国保係) マイナンバーパソコンについては、市民サービス課が所管しており、配備も決めている(市全体で43台の中から総合支所へ配備)。 &lt;地域政策課&gt;、&lt;建設農林水産課&gt;なし</p>
<p>(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等</p>	<p>&lt;地域政策課&gt;なし &lt;建設農林水産課&gt; パソコン・・・5台 本庁が購入し、支所へ配備 倉庫にパソコンが2台あり、現在使用されておらず、廃棄準備している。もう1台は、本庁の道路河川管理課から配備されたもので支所の備品台帳に記載されているとのことであった。 ソフトウェアは、CADを支所で購入している。100万円以上のソフトで本庁へ報告すべきものはない。 &lt;市民生活課&gt; ハードディスク・・・1台 備品台帳に記載している。 備品台帳は、以前は1万円以上であったが5～6年前に金額が変更され、現在は3万円を基準にしている。その際、1～3万円未満は備品台帳の記載から除外し、現物の管理シールも×印や白紙のシールを貼るなど対応している。 個人のパソコンの使用はない。 (市民国保係) 3Sパソコンの台数等は毎年度情報政策課へ報告している。 備品の配置図を作成している。 (税務係) 3Sパソコン6台の他に基幹系パソコン5台、廃棄予定2台がある。</p>
<p>(5) 情報セキュリティの研修の参加者</p>	<p>&lt;地域政策課&gt; リモート研修・・・1名が受講している。 本庁のセキュリティ研修・・・・・・1名が受講している。 &lt;建設農林水産課&gt; セキュリティの研修は、R4年度はI、II共に1名が受講している。 &lt;市民生活課&gt; リモート研修・・・18名が受講している。 集合研修・・・1名が受講している。</p>

<p>(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等</p>	<p>&lt;地域政策課&gt;          ロゴチャットは、希望者に対し申請により私有のスマホに入れている。11名 災害時に対応</p> <p>&lt;建設農林水産課&gt;          個人のスマホは個人の希望で任意で登録している。職員16名のうち15名が個人のスマホに入れている。1名はガラケーのため入れることができない。</p> <p>&lt;市民生活課&gt;          職員は全員個人のスマホに入れている。          本格稼働は、令和5年4月から始まった。災害時に対応。LoGoチャットガイドラインに従い、個人情報を入れないようにしている。</p>
--	--

**【指摘又は意見】**

**2（共通）【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて**

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows XP）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

本庁情報政策課に依頼して提出を受けたハードウェアのリストには、Windows XPのIBM製とDELL製については「年度（令和5年度）内に廃棄予定」とあり、同対応をすべきである。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準第6\_\_4\_\_

(1) キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1\_\_（7）に従った適切な廃棄を行う必要がある。

パソコン等の端末は、備品ではあるが情報資産であり、定期的に年一度程度はその所在の有無、所有の存続、廃棄を検討すべきである。

<豊田総合支所>

令和5年10月4日

分類	概ねの内容
<p>(1) LGWAN接続（3Sパソコン）</p>	<p>&lt;地域政策課&gt;          職員11名・・・11台          会計年度任用職員4名（うち宿日直3名）・・・1台、計12台</p> <p>&lt;建設農林課&gt;          職員14名・・・14台          会計年度任用職員3名・・・3台、計17台</p> <p>&lt;市民生活課&gt;          職員15名・・・15台          会計年度任用職員8名・・・2台、計17台</p>
<p>(2) インターネット接続系とUSBメモリー</p>	<p>&lt;地域政策課&gt;          インターネットパソコン・・・1台          USBメモリー（貸与）の配備は1個あり、受払簿作成</p> <p>&lt;建設農林課&gt; 聴取せず。</p>

	<p>&lt;市民生活課&gt; インターネットパソコン・・・1台 USBメモリー貸与（登録済み）・・・1～2個</p>
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	<p>&lt;市民生活課&gt; (市民国保係) 戸籍総合システム・・・2台 ミサリオ（住民情報システム） ・・・12台（LANで繋がっている。画面を切り替える。） 住民基本台帳ネットワークシステム・・・2台 国民健康保険システム・・・2台 高期高齢者健康保険システム・・・2台 債権管理システム・・・年金係1台 税務係1台 (福祉係) 児童福祉総合システム及び障害福祉総合システムは、1台に二つのシステムが入っている。 介護保険システム・・・1台（外部とは繋がっていない。） 介護調査員の専用パソコン・・・1台 （調査結果の資料作り用で、他のパソコンとのデータの受け渡しはなく、資料を印刷。）</p>
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	<p>&lt;地域政策課&gt; 入退室管理用パソコン・・・1台（宿日直室）情報政策課から貸与 公印審査用パソコン（デスクトップ）・・・1台 情報政策課から配備されており、電子決裁システムで3Sに接続されている。 年度の初めに、ネットワーク接続機器管理台帳にて現物管理を行っている。</p> <p>&lt;市民生活課&gt; 3万円未満（物品扱い）で購入した外付けハードウェア等はない。</p>
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	<p>&lt;地域政策課&gt; リモート研修・・・希望者1名が毎年受講している。 集合研修・・・希望者1名が毎年受講している。</p> <p>&lt;建設農林課&gt; リモート・集合研修・・・希望者を募って受講。今まで受講していない人をお願いしている。</p>
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	<p>&lt;地域政策課&gt; 積極的に入れるように推奨しており個人のスマホに登録しているが、未だ全職員まで登録していない。 職員11名中、5名が申請している。</p> <p>&lt;建設農林課&gt; 個人のスマホに登録申請ことは推奨している。現在職員で申請しているのは5名</p>

【指摘又は意見】

1.4 【指摘】 使用中止している古いパソコンについて

開発元のサポート期間が終了し、使用中止している古いパソコンについて、廃棄を含め早急に措置を行うべきである。

使用が終了するパソコンについて、入替え前に廃棄に関する調整を行うべきである。また、何らの事情で一時保管せざるを得ない場合であっても施錠管理等の物理的措置が取られるべきである。

部局課等で独自に購入、リース契約している電子機器については、年一度は棚卸をおこない現物チェックするべきである。自己所有のものは備品台帳（3万円以上）等と照合すべきである。

使用が終了していたパソコン。当該パソコンを廃棄するにあたっては、下関市行政情報セキュリティポリシー\_情報セキュリティ対策基準\_第4\_1\_(7)に従った適切な廃棄を行う必要がある。

備品台帳に記載がなく使われていない古いパソコン対応が必要である。年1回は、情報機器の棚卸を行う必要がある。豊北総合支所にも共通するが、リストにあるものを確認するのではなく、現物を漏れず、重複せず順番に確認し、現物をすべてリストと照合する方法をとることが必要である。

(1) O A室

ノートパソコン…1台 建設農林課  
 デスクトップパソコン・・・2台 市民生活課  
 (豊田町)観光協会のシール VAIO (SONY)

(2) 倉庫5

Windows XP のパソコン・・・1台 合併前からあるとのこと。

(3) 倉庫A

古い大型プリンター・・・1台 福祉保健センター

(4) 倉庫1

観光協会廃棄予定パソコンと張り紙した箱・・・1台

<下関市立下関商業高等学校>

令和5年10月6日

分類	概ねの内容
(1) L G W A N 接続系 ( 3 S パソコン )	職員 6 台 会計年度任用職員 1 台、計 7 台
(2) インターネット接続系と U S B メモリー	インターネットパソコン 1 台 U S B メモリー 1 個使用 受払簿作成
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	【ハードウェア】 ①事務作業用：パソコン 1 台、プリンター 1 台 ②学習用タブレット：生徒用 491 台 (surface) + 34 台 (iPad)、教員用 52 台 (surface)

	③学習用パソコン：デスクトップパソコン 110 台、ノートパソコン 95 台 ④サーバー：2 台 ⑤電子黒板：16 台 ⑥図書館システム：パソコン 3 台、プリンター1 台 <b>【ソフトウェア】</b> ①公務システム 59 台 ②授業支援システム 105 台 ③図書管理システム 3 台
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	事務職員で希望者
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	・ロゴチャットは行っていない。 ・進めてもない。

#### 【指摘又は意見】

#### 2（共通）【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows7）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

事務室において、パソコンの一部のOSがWindows7のままであった。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6\_\_4\_\_(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1(7)に従った適切な廃棄を行う必要がある。

#### 1.5【意見】フロッピーディスクの利用について

フロッピーディスクの利用については代替手段が検討されるべきである。

事務室において金融機関との取引に利用されるフロッピーディスク（ドライブ）が確認され、現在も利用されているということであった。

フロッピーディスクを使用すること自体は、ただちに下関市情報セキュリティポリシーに違反するものではないが、フロッピーディスクが外部の磁気や振動に弱く、データが破損しやすいというリスクがあり、代替手段が検討されるべきである。

#### 1.6【指摘】インターネット系パソコンのID及びパスワード管理とワイヤーロックについて

インターネット系パソコンのID及びパスワードの管理やワイヤーロックについて、徹底されたい。

事務室において、インターネット系パソコンにID及びパスワードを記載した付箋が貼られていた。

また、3Sパソコン周辺にIDやパスワードが記載された付箋が多数確認できたほか、ワイヤーロックが確認できないパソコンも確認された。

上記各行為は、下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第5\_\_4\_\_(3)ア「パスワードは、他人に知られないように管理しなければならない」、

第4\_\_4\_\_ア「情報セキュリティ管理者は、盗難防止のため、執務室当で利用するパソコンのワイヤーによる固定…を講じなければならない」に違反する。

#### 17【指摘】私有物と思われるデスクトップパソコン等の持ち込みについて

マルチメディア準備室に記録にない私物と思料されるパソコンについて、持ち込み許可など必要な措置が取られるべきである。

マルチメディア準備室に備品台帳にない私物と思料されるパソコンが確認された(ASUS社製のデスクトップパソコン、DELL製のノートパソコン)。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第5\_\_1\_\_

(1) \_\_エ「職員等は、支給以外の端末、電磁的記録媒体等を原則として業務に利用してはならない」に違反する。

#### 18【意見】電子黒板の利用の有効性について

電子黒板の利用について、有効利用の検証がなされていない。

各教室に設置されている電子黒板(1台当たり約13万円、総額211万6,400円)について、往査時も一定の利用がなされていることが確認されたが、利用するか否かについては各教員の判断に委ねられており、具体的な利用状況については検証が不十分であると思料された。

全教員に対するアンケート(利用状況、改善要望など)を実施するなどして、調達の有効性を検証するとともに、今後の入れ替えに備えた利用状況を把握しておく必要がある。

授業中 廊下から視察させてもらったが、電子黒板の使用は約50%だった

3年	仁組	○	電子黒板使用
	義組	○	両方 チョーク・電子黒板 使用
	礼組	×	電子黒板使用なし
	智組	○	両方 チョーク 電子黒板 使用
	信組	×	黒板チョークのみ 電子黒板使用なし
2年	仁組	—	自習中
	義組	○	電子黒板 使用
	礼組	×	電子黒板使用なし
	智組	×	電子黒板使用なし
	信組	○	電子黒板 使用

#### 19【意見】電子機器等のリース契約について

電気機器等のリース契約の一括契約について十分な検討がなされていない。

サーバー、パソコン(生徒用、教員用)、タブレットなどの電算機器について、一括でリース契約がなされていた(令和2年2月3日契約、5年間、総額9,754万1,400円、競争入札、入札1社)。

情報端末を含む電算機器等については一括リースとすること自体を否定するものではないが(例えばスケールメリットによる価格抑制、保守や管理の容易化など)、その前提として個別契約との対比がなされることが必要である。特に、本件競争入札は、結果として1者の競争入札であったことに鑑みると、応札できる条件が高くなり(中小業者による入札が事実上困難)、適正な調達がなされたか疑問が残るものである。

20 (共通) 【意見】独自のHP (ホームページ) のセキュリティの向上について

学校独自のホームページについてhttpで作成されており、HTTPS化がなされていない。

学校独自のホームページ (<http://shimosho.ed.jp/>) については、教員により作成されたものであるとのことであったが、HTTPS化 (常時SSL) がなされていない。

また、ホームページの保守については、一定の専門的知識が必要となることから、一部教員に依存した運用がなされることは好ましくなく、専門部署や専門業者の関与が検討されるべきである。

<下関市立文関小学校・下関市立向山小学校>

<下関市立文関小学校>

令和5年10月6日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系 (3Sパソコン)	3Sパソコン職員1台 (全員配置)
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン1台配置
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	各教員校務用パソコン1台、タブレット1台 電子黒板:各教室に設置され、利用されているとのことであった。
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	なし
(6) その他、ロゴチャット登録申請 (個人のスマートフォン) 等	なし

【指摘又は意見】

なし。

<下関市立向山小学校>

令和5年10月6日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系 (3Sパソコン)	3Sパソコン職員1台

(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン1台配置
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	各教員校務用パソコン1台、タブレット1台 電子黒板・タブレット：コロナ禍でタブレット推進指定校とされ、各授業以外でもタイマールールノート、日記、外国語活動、日程表でも利用しているとのことであった。
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	なし
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	なし

**【指摘又は意見】**

なし。

<下関市立日新中学校>

令和5年10月6日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	3Sパソコン職員1台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン1台配置
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	各教員校務用パソコン1台、タブレット1台 電子黒板：各教室に設置され、利用されているとのことであった。また、38人学級採用のため、電子黒板が、教室に入らず、廊下で保管しているクラスも散見された。
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	なし
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	なし

【指摘又は意見】

1 8 (共通) 【意見】 電子黒板の利用の有効性について (共通) と同様。

電子黒板の利用について、有効性の検証がなされていない。電子黒板を廊下に出しているクラスが数件あった

電子黒板38人学級採用のため教室が狭くなったという理由で、電子黒板が、教室内ではなく廊下で保管しているクラスが数件あった。電子黒板の利用について、有効性の検証がなされていない。電子黒板を廊下に出しているクラスが数件あった。

電子黒板は、38人学級採用のため教室が狭くなったという理由で、電子黒板が、教室内ではなく廊下で保管しているクラスが数件あった。

<ポートレース企業局>

令和5年10月13日

分類	概ねの内容
(1) L G W A N 接 続系 ( 3 S パソ コン )	職員 19 台 (職員全員配置) 会計年度任用職員 7 台、計 26 台
(2) インターネッ ト接続系と U S B メモリー	往査日現在、5 台配置 U S B メモリーは 1 個使用・受払簿作成
(3) マイナンバー 利用事務系等パソ コン及びソフト ウェア	なし
(4) 課独自のハー ドウェア・ソフト ウェア等	①タブレット端末 21 台使用。 ②公営企業会計システムをリース契約で使用している。 ③一般財団法人 BOATRACE 振興会の中央情報処理システムを、 利用料を支払って使用している。
(5) 情報セキュリ ティの研修の参加 者	なし
(6) その他、ロゴ チャット登録申請 (個人のスマート フォン) 等	ロゴチャットは、職員のおおむね課長補佐以上が申請してい る。

【指摘又は意見】

2 1 【指摘】 執務室内のパソコンのワイヤーロックについて

執務室内のパソコンについてワイヤーロックが確認できないパソコンが複数確認された。パソコンのワイヤーロックについて、徹底されたい。

上記各行為は、下関市行政情報セキュリティポリシー第4\_\_4\_\_ア「情報セキュリティ管理者は、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定…を講じなければならない」に違反する。

ワイヤーロックは第三者による盗難行為自体を防ぐのみならず、内部的なセキュリティ意識の向上にも資するものであり、ワイヤーロックを徹底すべきである。

## 2 2 【意見】 ウェブサイト構築等について

ウェブサイト構築等専門的な情報通信分野に関するプロポーザルを実施するにあたっては、知識・経験を有する専門家が関与することが望ましい。

ホームページ作成（ボートレース下関オフィシャルウェブサイト構築業務）の各契約については、いずれもプロポーザルが実施されていたが、審査担当者は担当課3名及びボートレース関係団体2名となっていた。

ホームページ作成にあたっては、審査項目が「企画性、デザイン、ユーザビリティ、スマホサイト」のみならず、「セキュリティ・サポート、運営コスト、構築コスト」などIT専門家（高度情報処理技術者、ITコーディネータ等）が関与することが望ましい（他課では、情報政策課が関与する例もあり、参考となる。）。

また、プロポーザルにおいて、保守運営費用は年約2,400万円だったのが、結果として年約3,700万円となっていた。主な増額理由は、選手コメントを取得するコストなど一定の合理的理由があるとも思料されたが、プロポーザル時より適切なコストを考慮した選定がなされることが好ましいことは言うまでもない。

<市民部市民サービス課>

令和5年10月16日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	本庁職員41台 会計年度任用職員共有用18台、計59台 サテライトオフィスには3Sパソコンを置いていない。
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネット系パソコン5台 USBメモリーは専用のもので9個、インターネット専用のもので1個使用しており、受払簿作成
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	①戸籍総合システム・・・サーバー2台、パソコン43台 ②住民基本台帳システム ③個人番号カード交付予約・管理サービス ④コンビニ等証明書発行システム
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	旅券発給管理システム
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	マイナンバーの研修（情報政策課の研修）は、全員毎年受講している。戸籍総合システムは操作研修を行っている。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	係長以上は申請している。また、個人の携帯は、避難所対応する職員は申請している。

### 【指摘又は意見】

#### 2（共通）【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows8.1）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

市民サービス課は、マイナンバー利用事務系等パソコンを取扱う課であり、情報セキュリティの機密性（情報が権限のない第三者に漏洩しないよう保護すること）の確保が必要であるが、市民サービス課、支所及びパスポートセンターにおいてOSがWindows8.1のパソコンが計19台使用されていた（マイナンバーカード顔認証パソコンで17台、パスポートセンター2台）。これらは完全に独立しており外部のインターネットとは繋がっていないが、Windows8.1は開発元のサポートが終了しているOSである。

ここで、下関市行政情報セキュリティポリシーの「情報セキュリティ対策基準 第6. 技術的セキュリティ 4不正プログラム対策 (1) 統括情報セキュリティ責任者補佐官等の措置事項 キ」において、「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」と記載されている。下関市行政情報セキュリティポリシーにおいて定められている事項に沿って、OSを開発元のサポートが終了していない最新のものへバージョンアップするか最新のOSを利用しているシステムへの移行を計画し、実施していくべきである。

### **2.3 【意見】USBメモリー等受払簿の様式（外部記録媒体管理台帳）について**

USBメモリーの受払は、「USB等管理台帳」（受払簿）によって管理されているが、この台帳の様式が市民サービス課独自のものであった。USBメモリー等受払簿の様式（外部記録媒体管理台帳）に統一して使用すべきである。

<消防局総務課、予防課、情報指令課>

令和5年10月17日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	<p>&lt;総務課&gt; 職員10台 （会計年度任用職員含む。ほか、局長・次長各1台）</p> <p>&lt;警防課&gt; 職員12台（全員配置） 会計年度任用職員3台（全員配置）計15台</p> <p>&lt;予防課&gt; 職員7台（全員配置） 会計年度任用職員4台、計11台</p> <p>&lt;情報指令課&gt; 職員6台、会計年度任用職員0台、計6台</p>
(2) インターネットパソコン USBメモリー	<p>&lt;総務課&gt; 往査日現在1台配置 USBメモリーの配布あるが使用なし。</p> <p>&lt;警防課&gt; 往査日現在3台配置 USBメモリー</p> <p>&lt;予防課&gt; 往査日現在7台配置 USBメモリー1個・外付けHDD1台（申請あり）</p> <p>&lt;情報指令課&gt; 往査日現在1台配置 USBメモリー1個</p>
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	<p>情報指令課において、高機能消防指令センターシステムに世帯代表者情報を反映させるために住基ネットを使用している。</p>
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	<p>&lt;情報指令課&gt;</p> <p>①高機能消防指令センターシステムを使用 ②業務支援クライアントを使用 ③全国瞬時警報システム等を使用</p>
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	なし
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	<p>ロゴチャットは、職員全員が申請している。</p>

【指摘又は意見】

2（共通）【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了しているOS（Windows8）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

予防課において、Windows8のパソコンが利用されていた。

下関市行政情報セキュリティポリシー 第6\_\_4\_\_(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該

パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1\_\_(7)に従った適切な廃棄を行う必要がある。

#### 24【意見】タブレットパソコンの購入について

調達されたタブレットパソコンの活用頻度や選定機種に関する意見を聴取し、次期更新時に向けた検証がなされるべきである。

タブレットパソコンの購入にあたっての物品選定理由について、消防局が所有し、出動現場での情報整理や記録作業に使用しているものと互換性を持つ同一機種が円滑な運用が可能であるという理由で選択されていた。

選定については現場サイドとも協議を行っているとのことだが、各現場における使用状況や機種選択の意見聴取・検討が十分なされていなかった。

調達されたタブレットパソコンの活用頻度や選定機種に関する意見を聴取し、次期更新時に向けた検証がなされるべきである。

(補足意見)

情報指令課「下関市・美祢市・長門市高機能消防指令センターシステム」については、長門市を加えた新システム導入に先立って、実施設計業務について公募型プロポーザルが実施されていた。①調達に先立って実施設計業務からプロポーザルを実施している点、②プロポーザルに当たっては、各市の担当課職員のみならず、情報政策課や公共建築課の各課長も委員として加わっている点、③価格のみならず、過去の実績を加味した総合的な評価がなされていることなど他課においても参考となる契約であったと考える。

<港湾局経営課、施設課>

令和5年10月18日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系(3Sパソコン)	<施設課> 22台(職員・会計年度任用職員の人数分) <経営課> 17台(船員以外の職員・会計年度任用職員の人数分)
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	各課に1台ずつ。USBメモリーは施設課において6個、経営課において1個使用しており、受払簿作成
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	<施設課> ①下関市港湾管理者情報システム 港湾施設の使用許可及び船舶の入港に関する一連の業務を行うシステム ②明積 公官庁向けの土木工事積算システム
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	希望者及び選抜した職員が受講している。ただし、船員を除く。

(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	ロゴチャットは、職員のおおむね全員が申請している。ただし、船員は使用していない。
---------------------------------	--

【指摘又は意見】

2.5 【意見】再委託の合理性の検討について <施設課>

委託先の再委託にあたっては、再委託の業務内容、再委託の金額、それができなければ、委託総額に占める再委託金額割合等を確認しておくことが望まれる。委託業務全体に占める再委託金額等割合・重要性を把握し、再委託が妥当であるかどうかについて契約時に、慎重に検討・判断することが望まれる。

下関港港湾管理者情報システム再構築業務（以下、当項目において「再構築業務」という。）に関して、市は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までを委託期間とする業務（以下、当項目において「業務その1」という。）と令和4年4月1日から令和4年12月28日までを委託期間とする業務（以下、当項目において「業務その2」という。）に分け、それぞれ同一の事業者と委託契約を締結している。

業務その1及び業務その2のいずれの委託契約書においても、第6条において、「乙（受託事業者）は、業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない」旨規定されている。

ここで、再構築業務に係る内容は、業務その1ではプロジェクト計画から詳細設計まで、業務その2ではプログラム開発から本番移行までが業務の内容となっており、調達仕様書によれば次のとおりとなっている。

（工程）

プロジェクト計画→要件定義→設計→プログラム開発→テスト→システム環境構築→システム稼働前（マニュアル作成等）→研修→データ移行

（業務機能）

船舶入出港管理機能、港湾施設管理機能、マスタ管理機能、データ連携管理機能

再構築業務の受託事業者は、委託契約書の第6条の規定に基づき、業務その1及び業務その2について2件ずつ市に再委託承認願を提出し、市は再委託承認書を作成し受託事業者に交付している。再委託された業務内容（作業範囲）はそれぞれ次のとおりである。

	再委託先S社 (受託事業者の協力会社)	再委託先K社 (受託事業者の協力会社)
業務その1	下関港港湾管理者情報システム再構築業務の一部 ・港湾施設管理システム業務 ・データ移行業務	下関港港湾管理者情報システム再構築業務の製造業務 ・船舶入出港管理システム業務 ・港湾施設管理システム業務
業務その2	下関港港湾管理者情報システム再構築業務の一部 ・港湾施設管理システム業務 ・データ移行業務	下関港港湾管理者情報システム再構築業務の製造業務 ・船舶入出港管理システム業務 ・港湾施設管理システム業務

再委託されている業務は、再構築業務のうち主要な部分を占めていると考えられる船舶入出港管理システム業務及び港湾施設管理システム業務が含まれている。再委託先2

者はいずれも受託事業者の協力会社であり、市では再委託が主要業務の一部であることは確認していたが、程度や具体的な内容までは把握していなかった。

主たる業務が再委託されているのであれば、市は本来、再委託先に直接業務を委託すれば良いことになると考えられる。

後日、港湾局は委託先の「再委託承認願」に基づき、再委託の金額を確認したところ、金額に関しては正確には答えられないとのことであった。

ただ、委託金額に対する再委託金額の割合は回答があった。再委託先K社に対しては、プログラム開発製造→テストのみの再委託が100%。再委託先S社に対しては、プロジェクト管理・要件定義・研修・機器構築を除き、20%から39%の割合で再委託が行われ、委託総額の再委託者2社への「再委託金額」の割合としては3割程度との回答を得た。

市は、委託先の選定の段階で委託先事業者がどのような業務の実施体制であるのか及び委託業務のうち主たる部分を行えるかどうかを検討する必要がある。

委託先の再委託にあたっては、再委託の業務内容、再委託の金額、それができなければ、委託総額に占める再委託金額割合等を確認しておくことが望まれる。委託業務全体に占める再委託金額等割合・重要性を把握し、再委託が妥当であるかどうかについて契約時に、慎重に検討・判断することが望まれる。

<財政部財政課>

令和5年10月19日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	会計年度任用職員も含めて一人1台、計11台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	①インターネットパソコンは1台配置 ②USBメモリーは1個使用
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	①外付けのハードディスクあり データ用（予算編成の際に、色々な課からデータ（画像を含む。）を受領する。） ②Windows7あり、過去のデータの閲覧用（スタンドアロン）
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	e-ラーニングは、これまで受講したことがない職員が受講する。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	課の方針としては、できる限り導入してほしい（せめて課長）が、ロゴチャットを個人スマホに導入している職員は3名。

【指摘又は意見】

2 (共通) 【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了しているOS (Windows7) を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

原課で調達されたパソコンの一部のOSがWindows7のままであった。

下関市行政情報セキュリティポリシー\_\_情報セキュリティ対策基準\_\_第6\_\_4\_\_

(1) キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1\_\_ (7) に従った適切な廃棄を行う必要がある。

なお、当該パソコンは起債に関する過去のデータを閲覧するためにネットワークに接続せず利用しているということであったが、現物を確認したところ、当該システムはマイクロソフトACCESS (データベースソフト) において作成されたものであり、新パソコンへの移行も可能であると思料された。

1 1 (共通) 【意見】 NAS (ネットワークHDD) の更新時期について (共通) と同様

NAS (ネットワークHDD) の1台については、導入より10年以上が経過しており、機器の更新やバックアップについて検討すべきである。

NAS (ネットワークHDD) については、5年から10年と言われており、突然の故障に備えて機器の更新を検討するほか、バックアップについて具体的な措置を検討すべきである。

<財政部納税課>

令和5年10月19日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系 (3Sパソコン)	職員37台 (全員配置) 会計年度任用職員2台、計39台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン1台 USBメモリー1個使用 受払簿作成
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	債権管理システム機器：パソコン70台 (納税課執務室40台、コールセンター6台、保険年金課15台、各総合支所9台)、プリンター15台 (納税課執務室5台、コールセンター1台、保険年金課2台、各総合支所7台)
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	課で1名参加
(6) その他、ロゴチャット登録申請 (個人のスマートフォン) 等	ロゴチャットの登録申請は、希望者1名。

## 【指摘又は意見】

### 26 【意見】システムの調達時の競争入札について

システムの調達については、複数の応札により競争原理が適切に機能するよう調達過程を検討されるべきである。

債権管理システムの調達時の競争入札において1者のみの応札となっている（1者は辞退）。債権管理システム開発事業者は、多数あるが、多くの開発事業者に対して見積りを求めたり、入札情報等を周知したりするなど競争原理が適切に機能するよう工夫すべきである。

また、結果として見積りに対応できない理由や入札を辞退した理由については、担当課において確認を行い、システム調達に問題がないか把握すべきである。

本件のシステム調達や保守については、一見して不相当であると思料される事情はなかったものの、より適切な調達過程を確保することも行政に求められるものである。

### 27 【意見】システム保守の随意契約について

システムの保守については、漫然と調達業者へ随意契約されることなく、費用対効果について検討されるべきである。

システム保守については、調達業者による随意契約がなされている。随契契約の根拠について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号として、具体的にはシステム保守は、技術面の問題から調達業者でなければ不可能と推察されるとされていた。

しかしながら、調達業者（ベンダー）による保守は、システム構築に関する技術面や知的財産の関係上やむを得ないと考えがちであるが、システムの保守を調達業者以外が行うということは時折見られるものであり、随意契約により調達業者に保守を任すことはより慎重な検討がなされるべきである。

また、一般的には、調達業者は、当該システムについての知識のみならず経験を有しているものとみとめられ効率的かつ有効な保守が可能になる（結果として費用も低く抑えられる。）。

しかし、保守契約が随意契約によってなされることが常態化した場合、調達契約においては落札のために安価に設定し、その後の保守契約によって利益を確保することも可能となるリスクもある。

<福祉部保険年金課>

令和5年10月24日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	職員全員に配置 42 台配置 会計年度任用職員は窓口の 9 名を除いて 13 台配置、計 55 台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	①インターネットパソコン 3 台 マイナンバーカードと保険証（国民健康保険と後期高齢者医療保険）の紐づけをして登録する支援のため ②USBメモリーは合計で 27 個（1 つは情報政策課から） 鍵をかけて保管 執務室外への持ち込みについては、受払簿作成 係の数が多く（6 個）、それぞれの業務で使用頻度が高い。
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウエア	①下関市国民健康保険総合システム及び国民年金システム ・市民サービス課 2 台、ノートパソコンは 28 台（保険年金課）、デスクトップが保険年金課で 12 台、アウトソーシ

	<p>ング業者（封入封緘業務、保険証のデータ作成業務、保険料の通知・督促状作成業務）に1台、残りはプリンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊浦総合支所は3台</li> <li>・その他菊川総合支所、豊田総合支所、豊北総合支所は2台ずつ</li> <li>・各支所は1台ずつ</li> </ul> <p>静脈認証でログイン管理しており、各担当業務のみ利用可能となっている。</p> <p>②次期国保総合システム 国保連合会とのネットワーク回線（国保保険者ネットワーク） レセプトのやり取り（医療機関から提出されたデータ）、保険者への情報提供 USBメモリーを使って、国保システムとの情報のやり取りをする。</p> <p>③下関市後期高齢者医療制度システム 後期高齢者医療制度は山口県後期高齢者医療広域連合が主体 共通基盤との連携あり。 封入封緘は業務委託、データのやり取りにUSBメモリーを用いる。</p>
<p>(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リースのハードディスクを追加している（3S用）</li> </ul> <p>情報政策課からの支給ではデータ容量が不足のため容量は8テラ（TB）、バックアップ用が1台、6テラ（TB）</p>
<p>(5) 情報セキュリティの研修の参加者</p>	<p>希望者、未受講者、職員数が多いので間隔が空くことは避けられない。</p>
<p>(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等</p>	<p>ロゴチャットを個人スマートフォンに登録申請しているのは4名（課長は必須として申請、その他3名業務用として申請）</p>

**【指摘又は意見】**

なし。

< 財政部市民税課 >  
令和 5 年 10 月 24 日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系 (3 S パソコン)	職員 24 台 (全員配置) 会計年度任用職員 0 台、計 24 台
(2) インターネット接続系と USB メモリー	インターネットパソコン 1 台配置 USB メモリー 1 個使用 受払簿作成 USB メモリー 独自購入が 14 個受払簿作成している。 (法人係) USB メモリー: 源泉徴収などを画像処理したデータなどを保存する目的で使用 地方税共同機構 (eLTAX、年金も含まれる) ダウンロードして USB メモリーを使用する。
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	一人 1 台 ・ミサリオ (住民情報システム) とトーマスシステムが閲覧可能 ・マイナンバー系は限られた範囲 (住所など) 内で閲覧できる
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	・外付けのハードディスクが 1 台 ・市民税係 原票管理システム…確定申告書などの画像処理、個人番号との紐づけ、データベース (修正申告、更正に対応) 一式…サーバー、パソコン (2 台)、スキャナー (2 台、高精度) 含む ミサリオ (住民情報システム) と接続している。
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	・情報政策課の参加型研修・e-ラーニング研修の参加: 希望者を優先、移動してきたときに受講
(6) その他、ロゴチャット登録申請 (個人のスマートフォン) 等	ロゴチャットの登録申請の希望者を募っている。 特に、ロゴチャットは、確定申告会場に出た場合に使用することがある。

**【指摘又は意見】**

なし。

<福祉部介護保険課>

令和5年10月30日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	職員44台（全員配置） 会計年度任用職員9台、計53台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン2台配置 USBメモリー2個使用（情報政策課支給）、26個（課調達） 鍵付きのキャビネットで保管し、受払簿作成。 認定事務係、給付係、賦課徴収係、認定調査係、事業者係、庶務係と係が多く、システムも複数あり、業務が多岐にわたるため。
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	住基ネット系（マイナンバー系）24台 住民票情報、税情報等の提供依頼のため使用
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	・外付けのハードディスク1台（課で購入） ・下関市介護保険システム（26台ライセンス） 賦課徴収・認定・給付業務全般 ADWORLD 111か月契約 将来ガバメントクラウド（総務省推進令和7年）に切替を前提、賃貸借 保守年間23百万円 日立システムズ(株)リース契約は三菱HCキャピタル株式会社
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	情報政策課の参加型研修・eラーニング研修の参加：いままで受けていない人を優先的に参加している。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	係長以上は登録申請するようにしている。

【指摘又は意見】

なし。

<総務部契約課>

令和5年10月30日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	①職員14台（全員配置） 会計年度任用職員4台、計18台 電子入札システム等ASPサービス（株）日立システムズ 年間サービス利用 16百万円 電子入札コアシステム J A C I C 800 自治体以上利用実績あり ASP サービス利用者数264ID（上下水道局、ボートレース企業局、下関北部建設事務所含む。） ②財務会計システムは、LGWAN接続の情報政策課サーバーにある「文書管理・財務会計・人事給与システム」（リース契

	約の富士通 IPKNOWLEDGE のパッケージソフト) で財務情報を利用している。
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン5台配置(電子入札システム) USBメモリー2個使用 鍵付きのキャビネットで保管し、受払簿作成
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	住基ネット系(マイナンバー系)利用なし
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	電子入札システム 事業者はインターネットで利用可能 サーバー 5年契約 リース5,191千円 競争入札ではシステム利用 発注、案件提示、業者の登録、入札(抽選のケースも)、結果公表等を当該システム利用 上下水道局、ボートレース企業局も利用しているため、利用料を件数に応じて費用按分している。 外付けハードディスクはなし。
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	情報政策課の参加型研修、e-ラーニング研修の参加は、いまままで受けていない職員を優先的に参加させている。
(6) その他、ロゴチャット登録申請(個人のスマートフォン)等	ロゴチャットは、2名利用、庶務災害対応。契約事務での利用はない。

**【指摘又は意見】**

なし。

<豊田中央病院>

令和5年10月30日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系(3Sパソコン)	職員12台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	・インターネットパソコン1台 ・USBメモリー1個使用 受払簿作成
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	あり。マイナンバーの健康保険証利用、下記電子カルテ用パソコン医療事務システム

(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	①電子カルテ用パソコン 62 台 ②医療事務システム 9 台 ③企業会計システム 1 台 ④医事会計・電子カルテ一体型システム 4 台（診療所含む） ⑤その他パソコン 30 台 （用途＝放射線画像閲覧用 1 台、インターネット閲覧用 22 台、オンライン診療 2 台、経理事務 1 台、インターネットバンキング 1 台など） ⑥タブレット 7 台 （オンライン診療 3 台、出退勤管理 1 台、認知症ケア 1 台、薬局発注用 1 台、オンライン面会用 1 台）
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	e-ラーニングを 2 年に一度受けるようにしている(全職員)。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	ロゴチャットは職員の全員が申請している。

**【指摘又は意見】**

**2（共通）【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて**

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows7、8）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

殿居診療所及び角島診療所において Windows8、厨房（栄養管理課）において Windows7 のパソコンが利用されていた。

下関市政情報セキュリティポリシー第 6\_\_4\_\_（1）キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第 4\_\_1\_\_（7）に従った適切な廃棄を行う必要がある。

殿居診療所及び角島診療所の各パソコンは、外部と接続がなく、来年度には新システムに更新予定ということであったが、今後はOSのサポート終了時期を踏まえた情報端末の更新がなされるべきである。

**20（共通）【意見】 独自のHP（ホームページ）のセキュリティの向上について**

独自のHP（ホームページ）について、HTTPS化や保守などセキュリティの向上を図るべきである。

病院独自のホームページが開設・運用されているが、HTTPS化（常時SSL）がなされていない。（<http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/toyotabyoin/byouin-top.html>）

また、ホームページの保守については、一定の専門的知識が必要となることから、一部職員に依存した運用がなされることは好ましくなく、専門業者の委託するほか、複数の職員による関与体制が構築されるべきである。

## 28【指摘】ネットワーク接続機器等管理台帳の更新について

ネットワーク接続機器等管理台帳の更新を徹底されたい。

ネットワークに接続する情報端末については、「ネットワーク接続機器管理台帳」により管理がされていたが、既に入れ替え済みのパソコンの記載されていた(番号77「事務局パート用」)。台帳は情報端末の管理に欠かせないものであり、適切な管理がなされる必要がある。

## 29【意見】電子カルテ(システム)の導入の入札について

電子カルテの導入について、特定のシステムを選定した結果、競争入札に応札した業者1者となり、導入コストに関する検討が不十分と思料された。

電子カルテの導入については、選定委員会で複数のシステムが検討されていたが、その後の当該システムの導入は、一般競争入札が行われたものの1者のみの応札となり、その後の保守は随意契約されていた。

同選定委員会の資料を確認したところ、複数の電子カルテを様々な観点から比較検討し、適切なシステムを選定するなど内容に一見して不相当なものは認められなかったが、導入コストに関して検討が不十分である可能性があった(当該システムを選択する場合、1者のみの応札に留まる可能性が高く、コスト面での検討もなされるべきであった)。

## 30【意見】原課調達のパソコン購入資料について

原課調達のパソコン購入資料が確認できなかった。資料について、少なくともパソコン運用中については保管することが望ましい。

平成29年に購入されたとする原課調達のパソコンについて、購入時の資料が確認できなかった。5年の破棄期間が満了したため、廃棄されたものと思われるが、少なくとも当該情報端末運用中は書類の保管をするよう検討されるべきである。

## 31【指摘】SNS(Facebook)の運用ポリシーについて

SNS(Facebook)の運用ポリシーは、同運用ポリシーに従って公開されるべきである。

Facebookについて、「下関市立豊田中央病院公式 Facebook 運用ポリシー(運用開始期間:令和2年8月7日)」が定められていたが、公開されていなかった。同運用ポリシー10項では「本ポリシーの内容は、病院HPに掲載し、周知する。また、本ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を病院HP等で周知する」とされており、公開がなされるべきである。

<上下水道局/企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、浄水課>

令和5年11月1日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	<p>&lt;経営管理課&gt; 職員16台配置 会計年度任用職員3台、計19台 ・3Sパソコンは情報政策課が購入しているのではなく、企画総務課で購入調達している。</p> <p>&lt;企画総務課&gt; ・情報政策課のサーバーと上下水道局のサーバーは接続している。 ・ソフトウェア：「文書管理システム」については、本庁の富士通IPKNOWLEDGEのパッケージソフトを使用している。</p> <p>&lt;お客さまサービス課&gt; 職員15台 会計年度任用職員2台、計17台</p> <p>&lt;浄水課&gt; 職員41台</p>
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	<p>&lt;経営管理課&gt; ・インターネットパソコン1台 USBメモリー1個</p> <p>&lt;企画総務課&gt; ・インターネットパソコン1台 USBメモリー2個</p> <p>&lt;お客さまサービス課&gt; ・インターネットパソコン1台 USBメモリー1個</p> <p>&lt;浄水課&gt; ・インターネットパソコン2台 USBメモリー1個</p>
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	<p>&lt;お客さまサービス課&gt; 住基端末は1台ある。マイナンバー等関係のない情報は見られないようになっている。住民票は見られるが戸籍、パスポートは見られない。静脈認証にしている。</p>
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	<p>&lt;経営管理課&gt; ・公営企業会計システム：上下水道局は特別会計であり、市長部局とは別の独自のシステムを使用している。 ・成績評定管理システム～工事の出来に点数をつけている。 ・契約管理システム～各課センター所が起案した執行伺書に基づき公告から契約締結までを管理 ・独自のパソコンは、入札参加申請受付業務用の1台のみで、令和5年10月31日に更新したばかりである。入札自体は、市長部局の電子入札システムを使用している。</p> <p>&lt;企画総務課&gt; 人事給与システムについても、往査日現在において上下水道局で本庁とは別の独自のシステムを採用している。</p>

	<p>なお、令和6年1月から勤怠管理システムが導入され、出退勤時間、休暇、時間外勤務等の職員の勤務時間を適正に把握し、同システムにおいて記録することとされている。</p> <p>&lt;6階サーバー室&gt;</p> <p>予備パソコンが33台あり、数台は貸し出している。古いパソコンで使えるものを予備としている。廃棄予定パソコンが50台前後ある。年度末にまとめて廃棄処理予定。</p> <p>&lt;浄水課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道設備情報システム</li> </ul> <p>水道施設である電気、機械、土木、建築について、管理を行っている。また、保守管理システムによって、点検、整備の記録を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔監視システム</li> </ul> <p>場外系のポンプ場、配水場のポンプ運転状況や水位等の状況を表示し、遠隔でのポンプの運転・停止操作等が行える。時間計画にて管理しており、令和10年度更新予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視システム</li> </ul> <p>主に長府浄水場内部の水処理システムの運転・停止等の管理、監視を行っている。長府浄水場更新事業に併せて令和10年度に更新予定</p>
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長部局主催の研修に係長以上参加</li> <li>・その他、上下水道局で独自の研修</li> </ul>
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	<p>ロゴチャットは、職員のおおむね全員が登録申請している。</p>

### 【指摘又は意見】

#### 2（共通）【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて

開発元のサポート期間が終了したOS（Windows XP）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。

（浄水課）

監視システムについては、長府浄水場内のみで使用されている。浄水場の更新と併せてシステム更新を行う予定であり、3S及びインターネット等の外部ネットワークと接続されていないため、バージョンアップを行っていないとのことであるが、サポートの終了しているWindows XPを搭載したパソコンを使用していることは、情報セキュリティポリシー上、問題である。

下関市政情報セキュリティポリシー第6\_\_4\_\_（1）キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準\_\_第4\_\_1\_\_（7）に従った適切な廃棄を行う必要がある。

<こども未来部幼児保育課>

令和5年11月2日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員2名（うち1名は育休代替）を除いて、全職員31台配置</li> <li>・各保育園、こども園に1台か2台配置</li> </ul>
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットパソコン1台配置</li> <li>・USBメモリーは1個使用</li> </ul> <p>3Sパソコンでインターネットに接続できるようになったので、使用頻度はかなり低くなった。</p>
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤の端末が1台</li> <li>・住民票、住民税を限られた職員のみ閲覧できる</li> </ul>
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て支援システム 入園の際の申請書の申請内容をシステムに入力、保育料を決定するためのシステム</li> <li>・外付けのハードディスクはなし</li> </ul>
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は希望者を募ったが、希望者がいなかったため、新規採用1名、会計年度任用職員2名が受講</li> </ul>
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォンへの登録申請）等	<p>ロゴチャット登録申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は係長以上と希望する職員</li> <li>・時間外であまり使用しないようにしている。</li> <li>・保育園やこども園は別のシステムがある。</li> <li>・保育士等の公立園の職員は個人のメールアドレスがないことから、アカウントを作成できないため、LoGoチャットを使用することができない。</li> </ul>

【指摘又は意見】

なし。

<こども未来部こども家庭支援課>

令和5年11月2日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	職員に全員配置16台 会計年度任用職員9台 (2名は給付金専属の職員のため3Sパソコンが配置されていない)、計25台
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	・インターネットパソコン1台配置 ・USBメモリーは5個使用 主に、児童福祉総合システムと3Sパソコン間のデータのやり取りに使用。給付金などで他課とやり取りする際には、受け払い簿を付けている。使用しないときは鍵のかかるキャビネットにて保管
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	・共通基盤の端末は4台（住民票、税、マイナンバー） 使用の必要がある職員に限定しており、庶務系には配置しない。
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	①児童福祉総合システム サーバーは本庁舎西棟6階の共通サーバールームにある。 パソコンは20台がこども家庭支援課、4台が障害者支援課（福祉部）に配置 総合支所のパソコンにも児童福祉総合システムが導入されている。 公募型プロポーザルで随意契約 ②外付けのハードディスクは1台 3Sパソコンに接続 研修映像を録画してYouTubeで配信している。
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	eラーニングの受講者対象者は、新規採用職員や新規配属者、受講してから期間がしばらく空いた者
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	個人のスマートフォンへのロゴチャットの登録申請 職員全員がロゴチャットを導入している。 児童相談所との連携などで必要性高い。

【指摘又は意見】

なし。

<総務部職員課>

令和5年11月10日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	<p>①職員17台（全員配置）                      会計年度任用職員7台、RPA用・公印管守者用・互助会用各1台、計34台                      人事給与システムは、LGWAN接続の情報政策課サーバーにある「文書管理・財務会計・人事給与システム」（リース契約の富士通IPKNOWLEDGEのパッケージソフト）人事給与（人事給与システム）部分を使用している。</p> <p>②出退勤の管理について、管理の方法は部署・課により異なるとのことであった。職員課では、パソコンのログで出退勤の時間を記録としている。なお、令和6年度にリプレイスするIPKNOWLEDGEのパッケージに勤怠管理機能を活用した勤怠管理を実施する方向で検討しているとのことである。</p>
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	<p>インターネットパソコン、課に1台と健康相談室（メンタル相談）に1台配置計2台配置。USBメモリー21個、うち19個使用</p>
(3) マイナンバー利用事務系等パソコン及びソフトウェア	<p>住基ネット系（マイナンバー系）には接続はなし。</p>
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	<p>人事評価システム Leaf：2,000（人分）：リース契約                      LGWAN（3Sパソコン）を配備されている職員の人事評価を実施するためのソフトウェアアプリケーションシステムである。</p> <p>テレワーク用タブレット端末150台：自己所有                      テレワーク用タブレットは、在宅勤務用とモバイルワーク用で使用するタブレット端末で、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する「自治体テレワークシステム for LGWAN」を利用し、庁内の自席の3Sパソコン（LGWAN系パソコン）とリモートで接続し、サブシステムやグループウェア等を使用した業務の実施が可能である。</p> <p>なお、セキュリティ上、タブレット端末本体にはデータが保存できない仕様となっている。</p>
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	<p>未受講者を優先的に受講させている。</p>
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	<p>個人のスマートフォンへのロゴチャットの登録申請は、職員のおおむね課長補佐以上が申請している。</p>

【指摘又は意見】

なし。

<出納室>

令和5年11月13日

分類	概ねの内容
(1) LGWAN接続系（3Sパソコン）	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員14台（全員配置） 会計年度任用職員2台、計16台</li><li>・財務会計システムは、LGWAN接続の情報政策課サーバーにある「文書管理・財務会計・人事給与システム」（リース契約の富士通IPKNOWLEDGEのパッケージソフト）で財務情報を利用している。</li><li>・備品台帳（備品一覧表）は、出納室が主管で管理している。</li></ul>
(2) インターネット接続系とUSBメモリー	インターネットパソコン1台配置。USBメモリー1個使用 受払簿作成。 主にゆうちょ銀行ダイレクト接続時に画像データの取り込みに使用、LGWANのダブルブラウザでは、LGWANパソコンにファイルを取り込む際に実行されるファイル無害化処理の影響で、画像データが取り込めないため。
(3) マイナンバー系等パソコン及びソフトウェア	住基ネット系（マイナンバー系）には全く接続していない。
(4) 課独自のハードウェア・ソフトウェア等	特になし。外付けのハードディスク等もない。
(5) 情報セキュリティの研修の参加者	参加型研修・e-ラーニング研修等に参加 今まで受けていない人を優先的に参加している。
(6) その他、ロゴチャット登録申請（個人のスマートフォン）等	ロゴチャットのモバイル端末利用は、会計管理者（部長級）が申請しているのみ。

**【指摘又は意見】**

なし。

〈参考〉令和4年度情報セキュリティセルフチェック問題及び回答  
 これは、第3章 監査の結果及び意見 総論3【意見】令和4年度情報セキュリティセルフチェック総合判定結果に対応する問題及び回答である。

## 令和4年度情報セキュリティセルフチェック【ユーザー編】

1. 組織体制		答え
1	<p>「下関市行政情報セキュリティポリシー」や「3Sネットワークシステム情報セキュリティ実施手順書」を掲示している場所は、次のうちどれですか。</p> <p>1. 電子キャビネット            2. 3Sポータルサイト            3. 下関市のホームページ</p>	2
2	<p>最高情報セキュリティ責任者(CISO)とは次のうち誰ですか。</p> <p>1. 市長            2. 副市長            3. 総合政策部長</p>	2
3	<p>統括情報セキュリティ責任者－統括情報セキュリティ責任者補佐官－情報セキュリティ管理者の組み合わせについて、正しいものを選んでください。</p> <p>1. 副市長－総合政策部長－情報政策課長            2. 総合政策部長－情報政策課長－一部局等の長            3. 総合政策部長－情報政策課長－各課所の長</p>	3
4	<p>課の技術担当者を答えることができる。</p>	はい
5	<p>下関市CSIRTについて、正しいものを選んでください。</p> <p>1. 下関市I T 推進本部の設置に関する規程に定める最高情報責任者(CIO)が統括する、I C T 施策の執行を統制し推進させるためのチーム            2. 下関市情報セキュリティポリシーの及ぶ範囲に関わる情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、インシデント対応への即応力、専門的知見、情報収集力等を具備した緊急即応チーム            3. 本市の災害時における初動業務の開始が即時に行えるように、初動業務に関連するシステム・インフラ等の被害を最小限にとどめ、かつ、速やかに復旧に寄与することを目的として設置された組織</p>	2
2. 情報資産の管理		
1	<p>情報資産の分類における機密性、完全性、可用性の説明として正しいものはどれですか。</p> <p>1. 機密性とは、権限のない者への情報の漏洩を防止することである            2. 完全性とは、権限のある者にいつでも情報の利用を可能にすることである            3. 可用性とは、情報の改ざん、破壊による被害を防止することである</p>	1

2	<p>機密性2以上に分類したデータの保存について、禁止されているものは次のうちどれですか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報システム管理者が設置するファイルサーバ内への保存</li> <li>2. 情報システム管理者により許可を受けた周辺機器への保存</li> <li>3. 情報システム管理者が設置したインターネット用パソコンへの保存</li> </ol>	3
3	<p>データの受け渡しについて、<b>誤っているもの</b>を選んでください。1. インターネット系端末でダウンロードした業務上必要なファイルを情報システム管理者が指定するファイル転送システムで内部情報系端末に転送した。2. インターネット系端末で業務上必要なファイルをアップロードするため、暗号化機能のない USB メモリを使用して、内部情報系端末から移した。3. メールで送信できない大容量ファイルを外部に送信するため、インターネット系端末から情報システム管理者が指定するストレージサービスを使用した。</p>	2
4	<p>機密性2以上に分類された情報のウェブサイト等への送信又は外部への持ち出しについて、正しいものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「暗号化された通信経路の利用」、「情報の暗号化」、「パスワードの設定」のうち、1つ以上のセキュリティ対策を講じる。</li> <li>2. 上司の許可を受けた場合は特にセキュリティ対策を講じる必要はない。</li> <li>3. 機密性2以上に分類された情報をウェブサイト等に送信又は外部に持ち出してはならない。</li> </ol>	1
5	<p>情報資産の提供等について、誤っているものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じて、暗号化又はパスワードの設定を行わなければならない。</li> <li>2. 情報セキュリティ管理者は、住民に公開する情報資産について、完全性を確保しなければならない。</li> <li>3. 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、情報システム管理者の許可を得なければならない。</li> </ol>	3
<b>3. 物理的セキュリティ</b>		
1	<p>執務室内での情報資産の管理について、正しいものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 執務室への部外者の立ち入りは、入退室管理簿等により管理し制限しなければならない。</li> <li>2. 情報資産に紙は含まれないため、電子媒体と同様の管理は必要ない。</li> <li>3. 部外者の立ち入りを制限しているため、端末等に盗難防止ワイヤー等の盗難防止策を講じる必要はない。</li> </ol>	1

	<p>情報システム管理者が配備した端末等の故障時の対応について、誤っているものを選んでください。</p>	
2	<p>1. 端末等が自然故障した場合は、直接業者に連絡し修繕等の必要な処置を依頼する。</p> <p>2. 端末等を故意、過失により故障または破損させた場合は、直ちに情報政策課へ連絡し、その指示に従う。</p> <p>3. 端末等を故意、過失により故障または破損させた場合は、事故の状況や再発防止策を記載した事故報告書を提出する。</p>	1
	<p>記録媒体の取り扱いについて、<b>誤っているもの</b>を選んでください。</p>	
3	<p>1. 記録媒体に保存する必要がなくなったデータを、そのまま保存したままにしている。</p> <p>2. 端末等を盗難防止ワイヤーにより固定している。</p> <p>3. USB メモリーについて、使用時以外は施錠ができる決められた場所に保管している。</p>	1
<b>4. 人的セキュリティ</b>		
1	<p>職員等の遵守すべき事項について、正しいものを選んでください。1. 離席時にはノートパソコンの蓋を閉じる、スクリーンセーバーが起動するように設定しているなど、自分以外の者にパソコンが利用されることを防止している。2. 配備端末のネットワーク又はブラウザの設定変更は、業務効率をあげる行為であれば行ってもよい。3. 充電のためであれば配備端末に通信機器(スマートフォンやタブレット等)を接続してもよい。</p>	1
2	<p>インターネット系端末の利用について、正しいものを選んでください。</p> <p>1. 「Yahoo!メール」などのウェブメールを、ウェブサービス利用申請を行い情報システム管理者の許可を得た上で利用した。</p> <p>2. 業務の利便性確保のため、許可を得ずフリーソフトをダウンロードしインストールを行った。</p> <p>3. 業務目的外でインターネット閲覧や動画視聴を行った。</p>	1
3	<p>次の3つの中から、3Sネットワークシステム情報セキュリティ実施手順書で禁止されていないものを選んでください。</p> <p>1. 他の利用者のユーザID及びパスワードを不正に使用する行為</p> <p>2. 事実に反する情報や意味のない情報を故意に送信又は掲載する行為</p> <p>3. 情報セキュリティ管理者の許可を得た上でのコンピュータの執務室からの持出し</p>	3

4	<p>USB メモリや外付けのハードディスクなどの外部記録媒体の管理について、<u>誤っているもの</u>を選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課所室等でデータの受け渡しのために繰り返し使用する外部記録媒体は、「外部記録媒体管理台帳」を備えて管理しなければならない。</li> <li>2. 「外部記録媒体管理台帳」で管理している外部記録媒体は、情報セキュリティ管理者の承認が無くても外部に持ち出しできる。</li> <li>3. 外部から管理外の外部記録媒体等を一時的に持ち込む場合は、情報セキュリティ管理者の承認を得た上で、執務室に持ち込まなければならない。</li> </ol>	2
5	<p>パスワードの取扱いについて、正しいものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. パソコン等の端末にパスワードを記憶させている。</li> <li>2. 英字の大文字、小文字、数字、記号のうち3種類以上を組み合わせた8文字以上のパスワードを使用している。</li> <li>3. パスワードを書いた付箋等を見える場所に貼り付けしている。</li> </ol>	2
6	<p>情報セキュリティインシデント等の所属長や情報政策課への報告について、正しいものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インシデントの疑いを認知した場合は、不要な混乱を避けるため報告は行わず、実際にインシデントが発生した時点で直ちに報告する。</li> <li>2. 住民等外部からインシデントの報告を受けた場合は、その内容が正しいかどうか確認を行うことを最優先し、詳細が明らかになるまで報告する必要はない。</li> <li>3. インシデントの報告については、インシデント等に対する緊急時対応計画に従い、対処しなければならない。</li> </ol>	3
<b>5. 技術的セキュリティ</b>		
1	<p>メールの送信について、誤っているものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. メールを送信するときは、誤記載、誤添付、誤送信等がないように十分な注意を払っている。</li> <li>2. メールを送信するときに、受信者に同時送信したことが通知されない(宛先一覧に表示されない)ものは「CC」である。</li> <li>3. 機密性2以上の情報を含むメールを誤送信した場合は、直ちに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。</li> </ol>	2
2	<p>①「ファイル無害化システム(FENCE)」の添付ファイルと、②「原本メールシステム」のメール原本の保存期限の正しい組み合わせを選んでください。1. ①7日、②15日2. ①7日、②30日3. ①15日、②30日</p>	2

3	<p>端末等の取り扱いについて、正しいものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配備された端末の改造・増設・部品交換等を許可なく行っている。</li> <li>2. 配備端末以外の端末等を3Sネットワークに接続する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。</li> <li>3. 端末に周辺機器を接続する場合やソフトウェアを導入する場合は、情報システム管理者の許可を得なければならない。</li> </ol>	3
4	<p>以下の4つのケースのうち、情報政策課への申請なしに公用パソコンにソフトウェアをインストールしても良いものを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット閲覧中に、「パソコンにエラーがあります」とのメッセージと、修正プログラムを紹介する表示が出たので、緊急の対処として即時インストールした。</li> <li>2. 有名なフリーソフトウェア(無料のソフトウェア)をインストールした。</li> <li>3. 3S ポータルサイトからダウンロードした公用プリンタ用のドライバをインストールした。</li> <li>4. 国や県から、ソフトウェアが送られてきたのでインストールした。</li> </ol>	3
5	<p>職員等の遵守すべき事項について、<u>誤っているもの</u>を選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外部から持ち込まれた USB メモリ等の記録媒体を端末に接続する場合は、ネットワークから切り離れた内部情報系端末上で、ウイルス対策ソフトによるチェックを行っている。</li> <li>2. 不審なメールの添付ファイルはウイルス感染の危険があるため、開かずに削除し、メールをごみ箱及び「原本メールシステム」からも削除している。</li> <li>3. ウェブサイトの閲覧やファイル等のダウンロードは業務を遂行する上で必要な範囲とし、サイトの信頼性を十分に確認して行っている。</li> </ol>	1
6	<p>3S ネットワークに繋がるパソコンを使用中、ウイルス対策ソフトからウイルスを検知したとの通知があった場合、最初に取りべき行動として、次の3つのうち正しいものを選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所属長(または上司)に報告する。</li> <li>2. 情報政策課に連絡し指示を仰ぐ。</li> <li>3. LAN ケーブル又は無線子機を抜いて、ネットワークから切り離す。</li> </ol>	3
<b>6. マイナンバー制度</b>		
1	<p>マイナンバーは番号法が定めた事務の範囲内でしか利用できないが、本人の同意があれば、これらの事務以外でマイナンバーを利用することができる。</p>	いいえ
2	<p>マイナンバーが付番される上で、間違っているものを1つを選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マイナンバーは1人に1つ、付番される。</li> <li>2. マイナンバーは番号全部の変更はできないが申請をすれば数字の一部を変更できる。</li> <li>3. 勤務先へのマイナンバーの提出は絶対ではないが義務ではあるので、極力提出したほうがいい。</li> </ol>	2

3	<p>マイナンバーの利用分野について、正しい組み合わせのものを1つ選んでください。</p> <p>1. 社会保障・税・身分証明 2. 社会保障・税・災害対策 3. 社会保障・身分証明・災害対策</p>	2
4	<p>個人番号利用事務等を外部委託する場合の安全管理措置について、誤っているものを選んでください。1. 委託業者Aが特定個人情報を適切に取り扱っているかを確認するため、市はAに対して実地監査を行うことができる。2. 市がAを適切に監督するために、当該業務にあたる従業者の名簿を提出させる。3. Aからの申請により別の業者Bへの再委託を認めた場合、Bに対する監督義務は、市から直接委託を受けたAのみが負うこととなる。</p>	3
5	<p>マイナポータルでは、自分の情報提供ネットワークシステムを通じた情報のやり取りの記録を確認できる。</p>	はい
6	<p>マイナンバー利用事務従事者が職務上知りえた情報を漏えいした場合、マイナンバー法の強化された罰則が設けられている。</p>	はい

